

第22期第3回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和3年9月9日（木） 14：00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 潜水器漁業の操業区域について（協議）

資料1

(2) 白島南東海域における潜水器漁業の許可について（協議）

資料2

(3) 雑魚かご漁業の新規着業について（協議）

資料3

(4) 自家用餌料用さんま流し刺し網漁業の共同漁業権内の操業承認について
(協議)

資料4

(5) アコヤガイの保護に係る委員会指示について（協議）

資料5

(6) 第22期第1回響灘連合海区漁業調整委員会について（報告）

資料6

(7) 第38回日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）

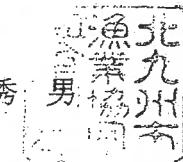
資料7

(8) その他

令和3年7月1日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

北九州市漁業協同組合
代表理事組合長 長村秀



潜水器漁業の操業区域変更に関する要望書

平素より当漁協の漁業振興に関しましては、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

当組合では水産物の安定供給の為、日夜努力しておりますが、近年における魚価の低迷から漁家経営は益々厳しい状況です。

さて、北九州市漁協長浜支所は潜水器漁業の許可を受け、アワビ・ナマコ等の操業を長年続けており、これまで自主的に資源管理に取り組み、又、毎年アワビ稚貝の放流も行ってまいりました。結果、アワビ資源の回復が認められました。

しかしながら、長浜地区・大里地区では地区の管理区域が隣接していることから、長浜地区で放流したアワビ資源が広範囲に大里地区に生息していることが確認されました。現在の潜水器漁業の操業区域では、別紙の通りであり、又、大里地区では潜水器漁業の後継者は無く、潜水器による採捕が不可能な現状であります。漁場資源の有効利用の観点から操業区域拡大の要望がありました。

そこで、この度長浜・大里地区及び六ヶ浦漁業権管理委員会で長浜地区の操業区域拡大について協議した結果、同意が得られました。

つきましては、沿岸域での漁業の輻輳の緩和やアワビ資源の有効利用のため、下記の通り貴課に要望いたします。

様々な懸念事項もあり、ご多忙の折とは存じますが、当地区の漁船漁業者の窮状をご理解いただき、配慮の程よろしくお願ひ致します。

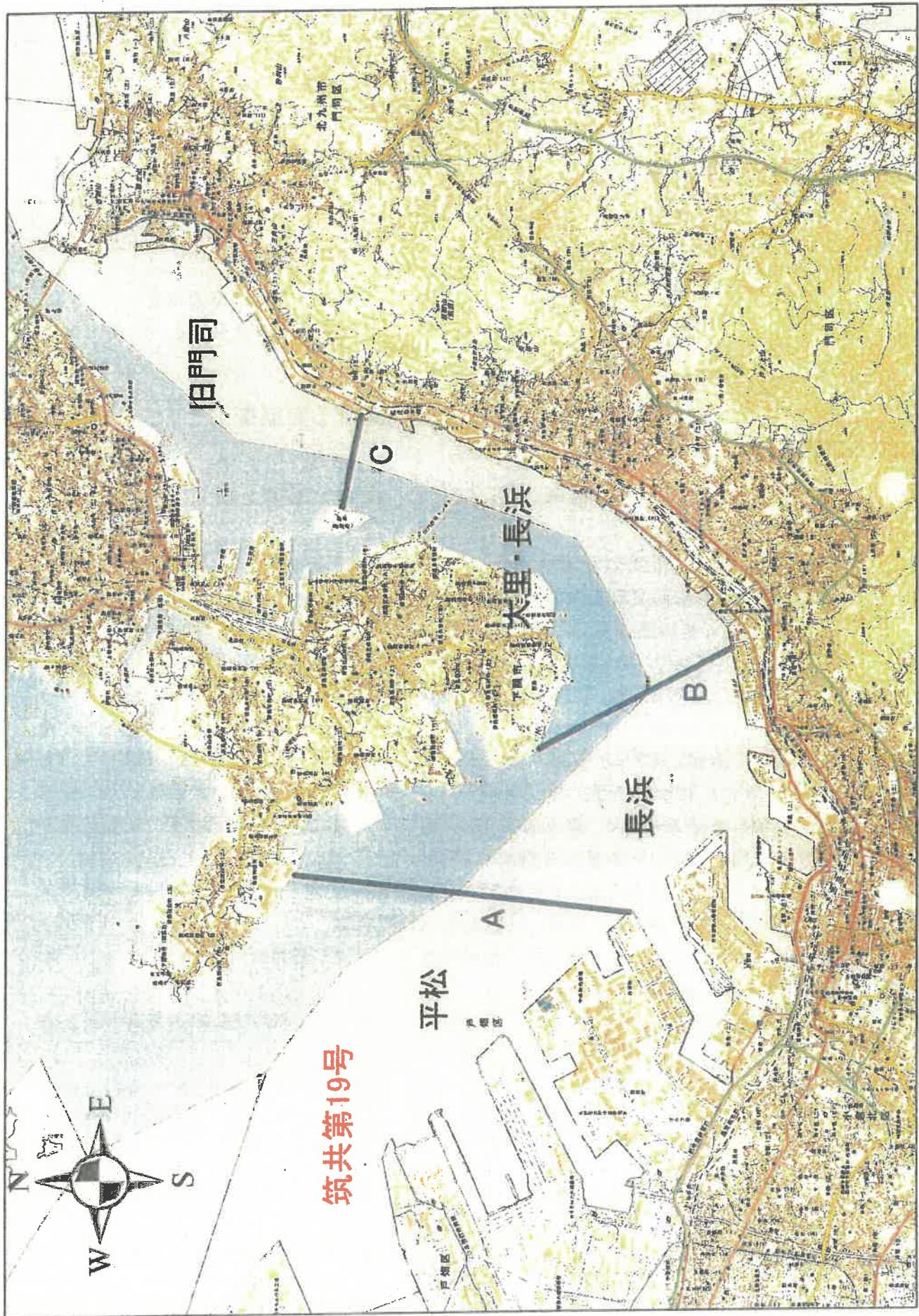


記

1. 操業区域の変更

現行長浜地区の潜水器漁業の現行操業区域に、筑共第19号共同漁業権内漁場の大里地区操業区域を追加

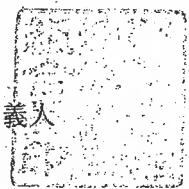
筑共第19号における支所別操業区域



令和3年8月25日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

ひびき灘漁業協同組合
代表理事組合長 本田 義人



潜水器漁業の操業区域の変更に関する要望書

拝啓 残暑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当組合藍島支所では、潜水器漁業の許可を受け、アワビやサザエ、ナマコ、ウニを対象に長年操業しており、これまで種苗放流や自主的な休漁期間を設定などの資源管理に取り組んでまいりました。そのような中、昨年からコロナ渦による魚価の低迷で漁家経営は大きな打撃を受けており、当面水揚げの増加により経営を支えるしかない状況です。しかし、現状を超える漁獲は資源の枯渇に繋がりかねません。

一方、操業区域である筑共第18号共同漁業権に隣接する海域にも浅瀬が続いていることから、利用可能な磯根資源が存在すると考えられます。そこで、水産海洋技術センターに資源状況を調査してもらったところ、アワビ、サザエ、ウニの生息が確認されました。

つきましては、未利用資源の有効活用と経営安定のため、操業区域の拡大を要望します。拡大を希望する区域は水産海洋技術センターの調査結果と航路区域を考慮し、別紙図面のとおりです。関係漁協や支所からは既に同意を得ており、他漁業種との調査も済んでいることを申し添えます。

様々な懸念事項もありご多忙の折とは存じますが、当地区的漁船漁業者の窮状をご理解いただき、配慮のほどよろしくお願い致します。

敬具

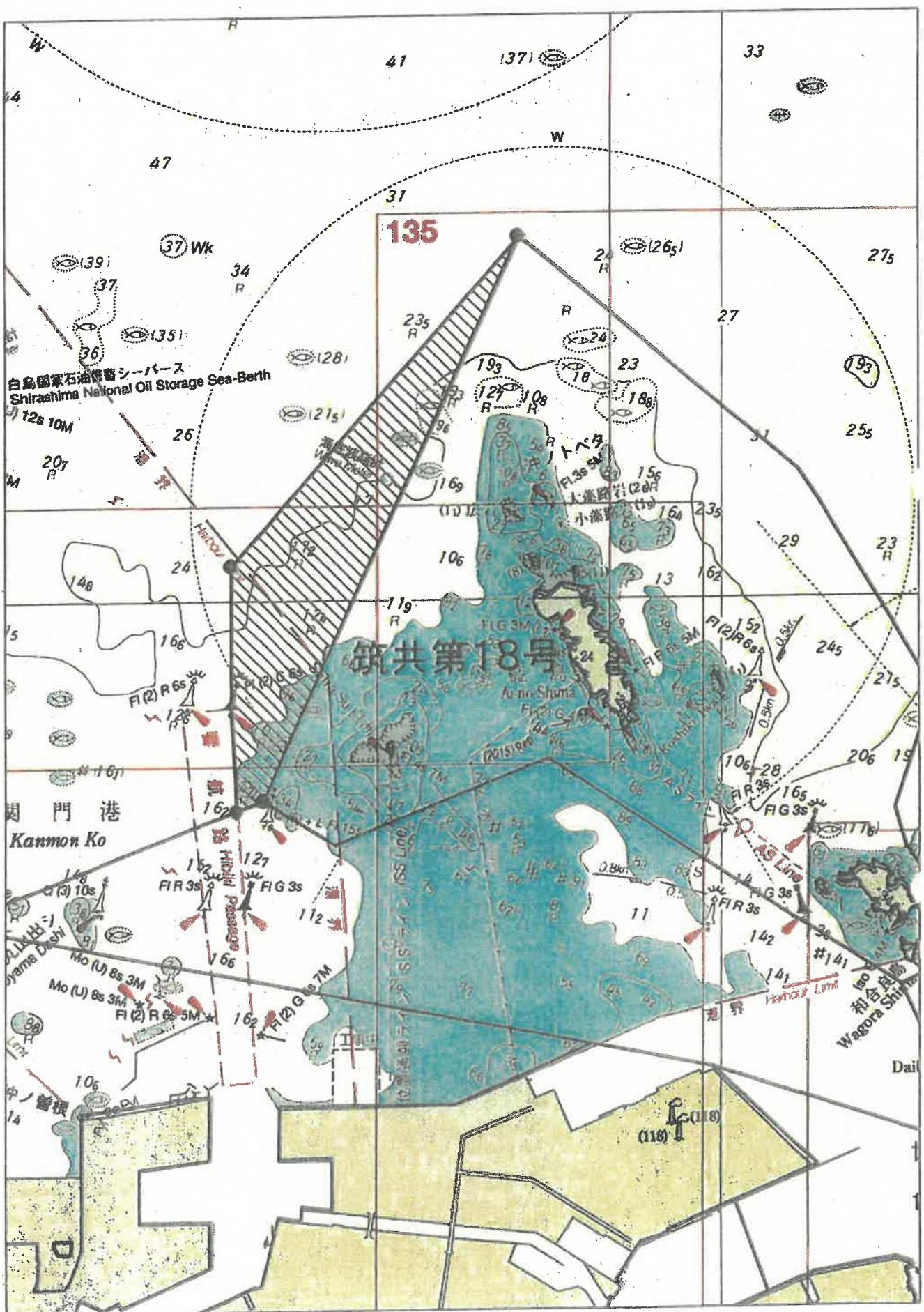
記

1. 操業区域の変更

現行漁業区域に「筑共第18号共同漁業権漁場に隣接する区域」を追加（別紙図面の通り）

以上





潜水器漁業の新規操業要望区域における漁場調査結果

(藍島地先)

1. 日時 令和3年8月21日 9:00~12:00

2. 場所 図1に示す2ヶ所

調査点① ($33^{\circ} 58.945'$, $130^{\circ} 46.483'$) 水深11m

調査点② ($33^{\circ} 59.470'$, $130^{\circ} 46.924'$) 水深10m

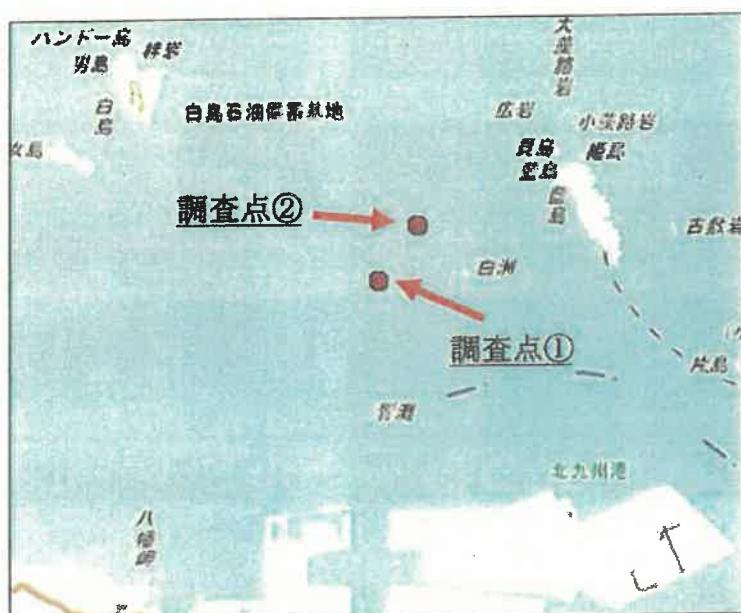


図1 調査点の位置図

3. 方法 調査点① 30m×1mの範囲内で磯根生物を採捕、併せて底質環境を目視観察

調査点② 2名による20分間の時限採捕でアワビを計数、併せて底質環境を目視観察

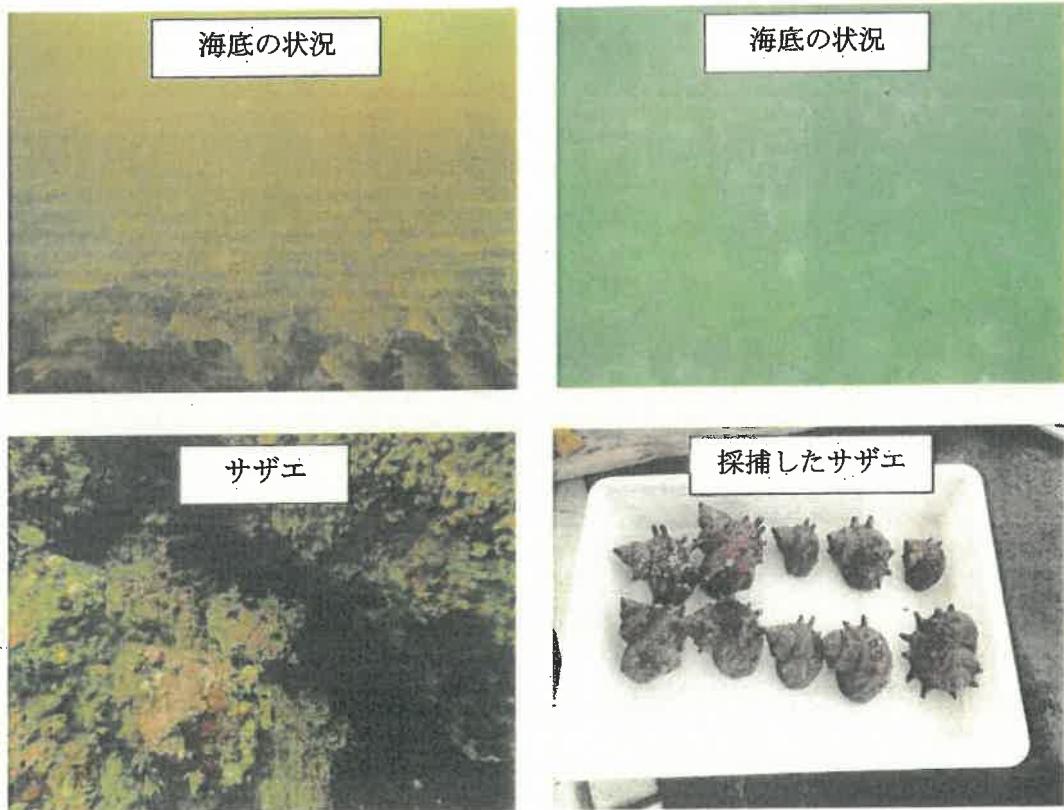
4. 結果 底質環境は、調査点①と②ともにツルアラメを中心に海藻類が繁茂する岩盤であった。

調査点①では、サザエが0.53個体/m²、ムラサキウニが0.3個体/m²の密度で確認された。

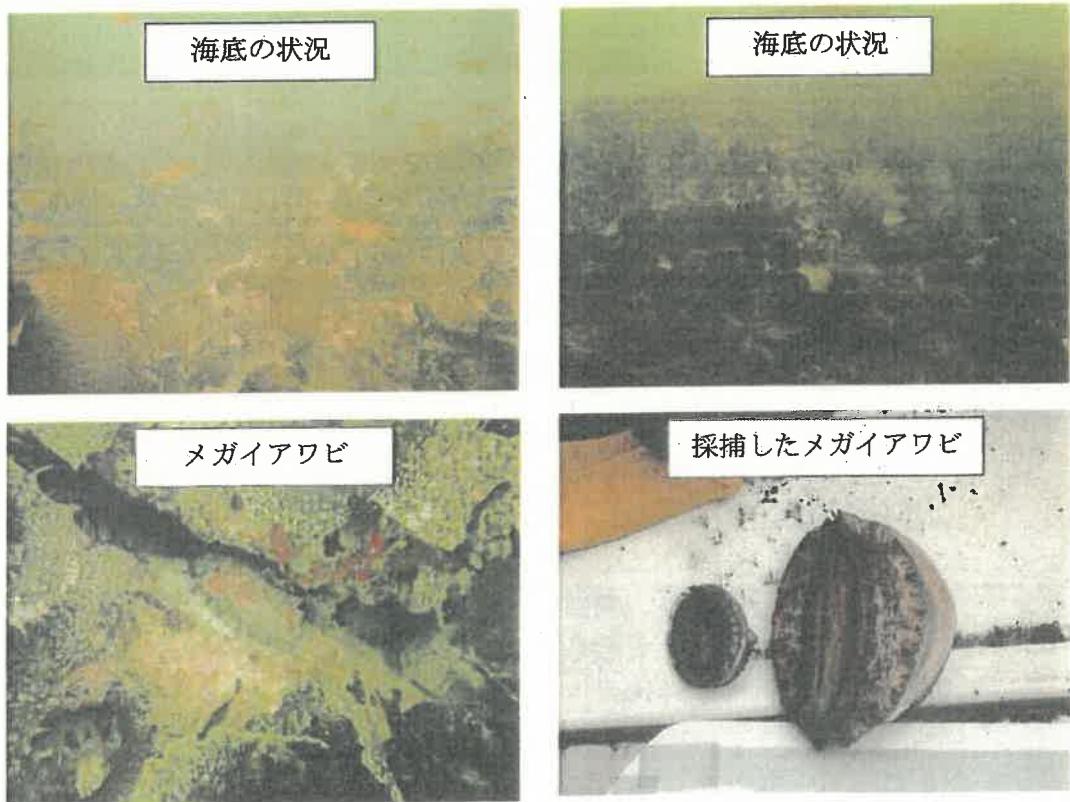
調査点②では、メガイアワビが2個体(殻長12.8cm、7.0cm)確認された。全体的にアワビ類やサザエ等が好む隙間が多くあり、餌料となる海藻類が繁茂していたことから、磯根生物にとって優良な漁場環境であった。

また、実際にこれら生物の生息が確認されたため、今回の調査場所は優良な磯根漁場だと考えられた。

5. 写真
【調査点①】



【調査点②】



潜水器漁業許可方針（改正案）

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
北九州地区 (旧脇之浦)	19	北九州市若松区
北九州地区 (旧平松)	5	北九州市小倉北区
北九州地区 (旧長浜)	5	北九州市小倉北区
北九州地区 (旧若松 (旧戸畠含む))	2	北九州市若松区
北九州地区 (旧大里)	3	北九州市門司区
北九州地区 (旧旧門司)	2	北九州市門司区
ひびき灘地区 (旧藍島)	34	北九州市小倉北区
ひびき灘地区 (旧岩屋 (組合自営))	2	北九州市若松区
ひびき灘地区 (旧脇田 (組合自営))	2	北九州市若松区
糸島地区 (旧野北 (組合自営))	2	糸島市

(2) 操業区域

筑前海区海面

(3) 漁業時期

別表のとおり

(4) 漁業を営む者の資格

- ・当該地区漁業権管理委員会の同意のある者。
- ・潜水夫は、申請者本人又は同一家族の者若しくは同一漁業協同組合員で、潜水士免許の資格を有する者。

2 潜水夫の人数制限（組合経営の場合は適用しない。）
許可船1隻当たりの潜水夫の人数は最高2名までとする。

3 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めことがある。

4 条件

別表のとおり

5 申請書の添付書類等

(1) 個人経営の場合

- ① 申請一覧表
- ② 従事者名簿（様式1）
- ③ 本人及び従事者全員の住民票
- ④ 潜水夫の写真2枚（上半身 縦35mm、横25mm）
- ⑤ 潜水士免許保有の証明（免許証の写し）

※なお、令和2年11月30日現在において当該許可を受けている者のうち、潜水夫が潜水士免許を有しない場合は、⑤に替えて次の書類の提出でよいこととするが、当該取り扱いはその許可名義人1代限りとする。

・潜水士免許試験受験準備講習会の受講修了証の写し

・潜水作業（縄取り）特別講習会の受講修了証の写し

- ⑥ 操業関係地区の漁業権管理委員会の同意書

(2) 漁業協同組合経営の場合

上記(1)の他、次に掲げる書類を提出すること

- ⑦ 漁業協同組合の定款

- ⑧ 水産業協同組合法第17条の要件を満たすことを証する書面

6 新規着業者及び水揚げ実績の無い者に対する措置

新規着業者及び水揚げ実績の無い者に対する許可については、筑前海区漁業調整委員会と協議の上、許可の適否を決定する。

7 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

1 この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

2 令和3年9月 日一部改正する（別表の条件のうち、藍島支所、長浜支所の区域拡大、筑共第16, 19, 20号関係漁協・支所の区域表記変更、除外区域の包含）

(様式 1)

従事者名簿

氏名	年齢	住所	仕事分担	経験年数	潜水士免許の有無	申請者との関係

別表 漁業時期及び条件

区域名	漁業時期	条件
北九州地区 (旧脇之浦)	周年	<p>1 次に掲げる(1)～(3)の海域（筑共第16, 17, 20号共同漁業権及び除外区域）のうち、北九州市漁業協同組合脇之浦地区の管理区域以外の海域において操業してはならない。</p> <p><u>(1) 筑共第16号共同漁業権漁場及び除外区域</u> 次の基点第27号、(イ)、(ロ)、(ハ)を順次に結んだ直線及び(ハ)、基点第27号間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、a、b、cの各点を順次に結んだ直線と安瀬泊地防波堤によって囲まれた区域内を除く。</p> <p>基点第27号 烏帽子鼻（北九州市若松区大字安屋）に設置した標柱 基点第28号 電源開発株式会社若松火力発電所北側岩壁西端から岩壁沿いに東へ341.7メートルの地点に設定した標識 基点第29号 北九州市若松区響町埋立地護岸東北角 (イ) 基点第27号から真方位347度2,880メートルの点（基点第27号から真方位347度にひいた直線と、馬島（北九州市小倉北区）の北の高頂（31高地）から火の山（山口県下関市）山頂を見通す線との交点） (ロ) 基点第28号から真方位352度30分4,150メートルの点（基点第28号から男島（北九州市若松区白島）東端を見通す線と馬島の北の高頂と火の山山頂を見通す線との交点） (ハ) 基点第29号から真方位281度5分1,460メートルの点（基点第29号とロを結ぶ線と、安瀬泊地防波堤北側縁の交点）</p> <p>a 北九州市若松区響町安瀬泊地内のコンクリート岸壁北西角の地点から、安瀬泊地防波堤南側縁沿いに東方向39.6メートルの地点。 b 基点第29号から真方位281度5分にひいた直線と、a点から北九州市小倉北区藍島古敷岩頂上を見通す線との交点。 c 基点第29号から真方位281度5分にひいた直線と、若松区安瀬泊地防波堤北側縁の交点。</p> <p><u>(2) 筑共第17号共同漁業権漁場</u></p> <p><u>(3) 筑共第20号共同漁業権漁場及び除外区域</u> 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、基点第29号及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。</p> <p>基点第28号 電源開発株式会社若松火力発電所北側岩壁西端から岩壁沿いに東へ341.7メートルの点 基点第29号 北九州市若松区響町埋立地護岸東北角 基点第30号 白州灯台（北九州市小倉北区） 基点第31号 藍島（北九州市小倉北区）南端に設置した標柱 (イ) 基点第28号から真方位352度30分4,150メートルの点（基点第28号から男島東端を見通す線と、馬島の北の高頂と火の山山頂とを見通す線との交点） (ロ) 基点第30号から真方位249度50分1,590メートルの点（電源開発株式会社若松火力発電所二連煙突の東側煙突から観音崎（山口県下関市）を見通す線と、大山の鼻（山口県下関市）から戸ノ上山（北九州市門司区）山頂を見通す線との交点）</p>

		<p>(ハ) 基点第 30 号から真方位 210 度 45 分 1,250 メートルの点（大山の鼻から戸ノ上山山頂とを見通す線と、藍島南端から烏帽子山（山口県下関市）山頂とを見通す線との交点）</p> <p>(ヘ) 基点第 30 号から真方位 92 度 25 分 1,820 メートルの点（基点第 31 号から烏帽子山山頂とを見通す線と、藍島の西端から賢女鼻（山口県下関市蓋井島）とを見通す線との交点）</p> <p>(ホ) 基点第 30 号から真方位 115 度 10 分 6,530 メートルの点（和合良島（北九州市小倉北区馬島）25 高頂から六連島（山口県下関市）106 高頂とを見通す線と片島（北九州市小倉北区馬島）高頂から藍島東北端とを見通す線との交点）</p> <p>(ヘ) 旧船瀬灯浮標（世界測地系北緯 33 度 56 分 26.7 秒、東経 130 度 51 分 55.4 秒）</p> <p>2 この許可に係る潜水夫は、（許可証に記載されている者）に限る。</p> <p>3 この許可に係る漁獲物は、アワビ、サザエ、ナマコ、ウニに限る。 ただし、筑共第 17 号共同漁業権漁場内でウニを採捕する場合は、次のこととを守らねばならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 男島北西端と女島南東端を結ぶ延長線以西の海域以外の場所で採捕してはならない。 2) 操業は 1 日 3 隻以内とし、これらの船はウニ採捕と認識できる標識を掲げなければならない。 3) 11 月 1 日から翌年 3 月末日までは、採捕してはならない。 <p>4 日没から日の出までの間は操業してはならない。</p> <p>5 潜水夫が 2 名の場合は、2 名が同時に潜水に従事してはならない。</p>
北九州地区 (旧若松 (旧戸畠含む))	周年	<p>1 次の(イ)、(ロ)、(ハ)の各点を順次に結んだ直線と、安瀬泊地防波堤によって囲まれた海域以外においては操業してはならない。</p> <p>基点第 29 号 北九州市若松区響町埋立地護岸東北角</p> <p>(イ) 北九州市若松区響町安瀬泊地内のコンクリート岸壁北西角の地点から、安瀬泊地防波堤南側縁沿いに東方向 39.6 メートルの地点。</p> <p>(ロ) 基点第 29 号から真方位 281 度 5 分にひいた直線と、イ点から藍島（北九州市小倉北区）古敷岩頂上を見通す線との交点。</p> <p>(ハ) 基点第 29 号から真方位 281 度 5 分にひいた直線と、若松区安瀬泊地防波堤北側縁の交点。</p> <p>2 この許可に係る潜水夫は、（許可証に記載されている者）に限る。</p> <p>3 この許可に係る漁獲物は、アワビ、サザエ、ナマコ、ウニ、ワカメに限る。</p> <p>4 日没から日の出までの間は操業してはならない。</p> <p>5 潜水夫が 2 名の場合は、2 名が同時に潜水に従事してはならない。</p>

北九州地区 (旧平松)	周年	<p>1. 次に掲げる海域（筑共第19号共同漁業権漁場及び除外区域）のうち、次のAの線以西の海域以外においては操業してはならない。</p> <p>次の基点第35号、基点第34号、基点第33号、基点第29号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び基点第42号の各点を順次に結んだ直線と、基点第35号と基点第42号間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p><u>基点第29号 北九州市若松区響町埋立地護岸東北角</u></p> <p><u>基点第33号 北九州市若松区響町一丁目埋立地護岸東南角</u></p> <p><u>基点第34号 北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台から防波堤沿い西へ1,550.28メートルの点</u></p> <p><u>基点第35号 北九州市小倉北区藍島西端から基点第34号を見通す線上の北九州市戸畠区日本製鉄株式会社戸畠工場埋立護岸に設定した標識</u></p> <p><u>基点第36号 北九州市小倉北区西港町120番地に設定した標識（日明埋立護岸東南角から護岸沿いに北西へ260メートルの点）</u></p> <p><u>基点第37号 北九州市門司区松原3丁目村中川左岸角から護岸沿いに西へ231.35メートルの点</u></p> <p><u>基点第38号 北九州市門司区松原1丁目高田川橋左岸欄端から右岸側へ2メートルの点</u></p> <p><u>基点第39号 北九州市門司区大里第二船溜防波堤突端から防波堤沿いに南西へ40メートルの点</u></p> <p><u>基点第40号 北九州市門司区葛葉海岸通4番護岸角</u></p> <p><u>基点第41号 北九州市門司区白木崎護岸西角</u></p> <p><u>基点第42号 北九州市門司区門司崎灯標</u></p> <p>(イ)旧船瀬灯浮標（世界測地系北緯33度56分26.7秒、東経130度51分55.4秒）</p> <p>(ロ)旧笠瀬灯浮標（世界測地系33度55分59.7秒、東経130度52分39.4秒）</p> <p>(ハ)基点第36号と下関市彦島三井金属工業彦島製煉所埋立地護岸西南角から護岸沿いに東方へ30メートルの点とを結んだ直線上で、基点第36号から1,905メートルの点</p> <p>(ニ)基点第37号と下関市旧彦島大山ノ鼻灯台跡（世界測地系北緯33度54分51.9秒、東経130度54分10.8秒）とを結んだ直線上で、基点第37号から970メートルの点</p> <p>(ホ)基点第38号と下関市旧彦島金ノ弦岬灯台跡（世界測地系北緯33度54分39.7秒、東経130度54分39.4秒）とを結んだ直线上で、基点第38号から790メートルの点</p> <p>(ヘ)基点第39号と下関市旧彦島山底ノ鼻灯台跡（世界測地系北緯33度54分51.7秒、東経130度55分24.4秒）とを結んだ直线上で、基点第39号から470メートルの点</p> <p>(ト)基点第40号と下関市巣流島灯台跡（世界測地系北緯33度56分、東経130度55分54.3秒）とを結んだ直线上の最大高潮時における海面の中央点</p> <p>(チ)基点第41号と下関市岬ノ町船溜り旧防波堤屈折部から埠頭沿いに東方へ35メートル（世界測地系北緯33度56分52.7秒、東経130度56分4.4秒）に設定した標識とを結んだ直线上で、基点第41号から855メートルの点</p> <p>(リ)基点第42号から下関市壇ノ浦町火ノ山下潮流信号所を見通した直线上</p>
----------------	----	---

		<u>の最大高潮時における海面の中央点</u>
		<p>A 基点第 36 号と下関市彦島三井金属鉱業彦島製錬所埋立地護岸西南角から護岸沿いに東方へ 30 メートルの点を結んだ線。</p> <p>2 この許可に係る潜水夫は、（許可証に記載されている者）に限る。</p> <p>3 この許可に係る漁獲物は、アワビ、サザエ、ナマコ、ミルクイ、タイラギ、ウチムラサキに限る。</p> <p>4 日没から日の出までの間は操業してはならない。</p> <p>5 潜水夫が 2 名の場合は、2名が同時に潜水に従事してはならない。</p>
北九州地区 (旧長浜)	周年	<p>1 次に掲げる海域（筑共第 19 号共同漁業権漁場及び除外区域）のうち、次の A 及び C の線の間の海域以外においては操業してはならない。</p> <p><u>次の基点第 35 号、基点第 34 号、基点第 33 号、基点第 29 号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び基点第 42 号の各点を順次に結んだ直線と、基点第 35 号と基点第 42 号間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</u></p> <p><u>基点第 29 号 北九州市若松区響町埋立地護岸東北角</u> <u>基点第 33 号 北九州市若松区響町一丁目埋立地護岸東南角</u> <u>基点第 34 号 北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台から防波堤沿い西へ 1,550.28 メートルの点</u> <u>基点第 35 号 北九州市小倉北区藍島西端から基点第 34 号を見通す線上の北九州市戸畠区日本製鉄株式会社戸畠工場埋立護岸に設定した標識</u> <u>基点第 36 号 北九州市小倉北区西港町 120 番地に設定した標識（日明埋立護岸東南角から護岸沿いに北西へ 260 メートルの点）</u> <u>基点第 37 号 北九州市門司区松原 3 丁目村中川左岸角から護岸沿いに西へ 231.35 メートルの点</u> <u>基点第 38 号 北九州市門司区松原 1 丁目高田川橋左岸欄端から右岸側へ 2 メートルの点</u> <u>基点第 39 号 北九州市門司区大里第二船溜防波堤突端から防波堤沿いに南西へ 40 メートルの点</u> <u>基点第 40 号 北九州市門司区葛葉海岸通 4 番護岸角</u> <u>基点第 41 号 北九州市門司区白木崎護岸西角</u> <u>基点第 42 号 北九州市門司区門司崎灯標</u> <u>(イ)旧船瀬灯浮標（世界測地系北緯 33 度 56 分 26.7 秒、東経 130 度 51 分 55.4 秒）</u> <u>(ロ)旧笠瀬灯浮標（世界測地系 33 度 55 分 59.7 秒、東経 130 度 52 分 39.4 秒）</u> <u>(ハ)基点第 36 号と下関市彦島三井金属工業彦島製錬所埋立地護岸西南角から護岸沿いに東方へ 30 メートルの点とを結んだ直線上で、基点第 36 号から 1,905 メートルの点</u> <u>(ニ)基点第 37 号と下関市旧彦島大山ノ鼻灯台跡（世界測地系北緯 33 度 54 分 51.9 秒、東経 130 度 54 分 10.8 秒）とを結んだ直線上で、基点第 37 号から 970 メートルの点</u></p>

	<p>(イ) 基点第 38 号と下関市旧彦島金ノ弦岬灯台跡（世界測地系北緯 33 度 54 分 39.7 秒、東経 130 度 54 分 39.4 秒）とを結んだ直線上で、基点第 38 号から 790 メートルの点</p> <p>(ヘ) 基点第 39 号と下関市旧彦島山底ノ鼻灯台跡（世界測地系北緯 33 度 54 分 51.7 秒、東経 130 度 55 分 24.4 秒）とを結んだ直線上で、基点第 39 号から 470 メートルの点</p> <p>(ト) 基点第 40 号と下関市巖流島灯台跡（世界測地系北緯 33 度 56 分、東経 130 度 55 分 54.3 秒）とを結んだ直线上の最大高潮時における海面の中央点</p> <p>(チ) 基点第 41 号と下関市岬ノ町船溜り旧防波堤屈折部から埠頭沿いに東方へ 35 メートル（世界測地系北緯 33 度 56 分 52.7 秒、東経 130 度 56 分 4.4 秒）に設定した標識とを結んだ直线上で、基点第 41 号から 855 メートルの点</p> <p>(リ) 基点第 42 号から下関市壇ノ浦町火ノ山下潮流信号所を見通した直线上の最大高潮時における海面の中央点</p> <p>A 基点第 36 号と下関市彦島三井金属鉱業彦島製錬所埋立地護岸西南角から護岸沿いに東方へ 30 メートルの点を結んだ線。</p> <p>C 基点第 40 号と下関市巖流島灯台を結んだ線。</p> <p>2 この許可に係る潜水夫は、（許可証に記載されている者）に限る。</p> <p>3 この許可に係る漁獲物は、アワビ、サザエ、ナマコ、ミルクイ、タイラギ、ウチムラサキに限る。</p> <p>4 日没から日の出までの間は操業してはならない。</p> <p>5 潜水夫が 2 名の場合は、2名が同時に潜水に従事してはならない。</p>
北九州地区 (旧大里)	<p>資源の発生状況に応じて筑前海区漁業調整委員会と協議の上、処理する。</p> <p>1 次に掲げる海域（筑共第 19 号共同漁業権漁場及び除外区域）のうち、次のB及びCの線の間の海域以外においては操業してはならない。 次の基点第 35 号、基点第 34 号、基点第 33 号、基点第 29 号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び基点第 42 号の各点を順次に結んだ直線と、基点第 35 号と基点第 42 号間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>基点第 29 号 北九州市若松区響町埋立地護岸東北角 基点第 33 号 北九州市若松区響町一丁目埋立地護岸東南角 基点第 34 号 北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台から防波堤沿い西へ 1,550.28 メートルの点 基点第 35 号 北九州市小倉北区藍島西端から基点第 34 号を見通す線上の北九州市戸畠区日本製鉄株式会社戸畠工場埋立護岸に設定した標識 基点第 36 号 北九州市小倉北区西港町 120 番地に設定した標識（日明埋立護岸東南角から護岸沿いに北西へ 260 メートルの点） 基点第 37 号 北九州市門司区松原 3 丁目村中川左岸角から護岸沿いに西へ 231.35 メートルの点 基点第 38 号 北九州市門司区松原 1 丁目高田川橋左岸欄端から右岸側へ 2 メートルの点</p>

		<p><u>基点第 39 号 北九州市門司区大里第二船溜防波堤突端から防波堤沿いに南西へ 40 メートルの点</u></p> <p><u>基点第 40 号 北九州市門司区葛葉海岸通 4 番護岸角</u></p> <p><u>基点第 41 号 北九州市門司区白木崎護岸西角</u></p> <p><u>基点第 42 号 北九州市門司区門司崎灯標</u></p> <p>(イ) 旧船瀬灯浮標（世界測地系北緯 33 度 56 分 26.7 秒、東経 130 度 51 分 55.4 秒）</p> <p>(ロ) 旧笠瀬灯浮標（世界測地系 33 度 55 分 59.7 秒、東経 130 度 52 分 39.4 秒）</p> <p>(ハ) 基点第 36 号と下関市彦島三井金属工業彦島製煉所埋立地護岸西南角から護岸沿いに東方へ 30 メートルの点とを結んだ直線上で、基点第 36 号から 1,905 メートルの点</p> <p>(ニ) 基点第 37 号と下関市旧彦島大山ノ鼻灯台跡（世界測地系北緯 33 度 54 分 51.9 秒、東経 130 度 54 分 10.8 秒）とを結んだ直線上で、基点第 37 号から 970 メートルの点</p> <p>(ホ) 基点第 38 号と下関市旧彦島金ノ弦岬灯台跡（世界測地系北緯 33 度 54 分 39.7 秒、東経 130 度 54 分 39.4 秒）とを結んだ直線上で、基点第 38 号から 790 メートルの点</p> <p>(ヘ) 基点第 39 号と下関市旧彦島山底ノ鼻灯台跡（世界測地系北緯 33 度 54 分 51.7 秒、東経 130 度 55 分 24.4 秒）とを結んだ直線上で、基点第 39 号から 470 メートルの点</p> <p>(ト) 基点第 40 号と下関市巖流島灯台跡（世界測地系北緯 33 度 56 分、東経 130 度 55 分 54.3 秒）とを結んだ直線上の最大高潮時における海面の中央点</p> <p>(チ) 基点第 41 号と下関市岬ノ町船溜り旧防波堤屈折部から埠頭沿いに東方へ 35 メートル（世界測地系北緯 33 度 56 分 52.7 秒、東経 130 度 56 分 4.4 秒）に設定した標識とを結んだ直線上で、基点第 41 号から 855 メートルの点</p> <p>(リ) 基点第 42 号から下関市壇ノ浦町火ノ山下潮流信号所を見通した直線上の最大高潮時における海面の中央点</p> <p>B 基点第 37 号と下関市彦島大山の鼻灯台跡を結んだ線。</p> <p>C 基点第 40 号と下関市巖流島灯台を結んだ線。</p> <p>※資源の発生状況に応じて、筑前海区漁業調整委員会と協議の上、処理する。</p>
北九州地区 (旧旧門司)	資源の発生状況に応じて筑前海区漁業調整委員会と協議の上、処理する。	<p>1 次に掲げる海域（筑共第 19 号共同漁業権漁場及び除外区域）のうち、次の C の線以東の海域以外においては操業してはならない。</p> <p>次の基点第 35 号、基点第 34 号、基点第 33 号、基点第 29 号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ) 及び基点第 42 号の各点を順次に結んだ直線と、基点第 35 号と基点第 42 号間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>基点第 29 号 北九州市若松区響町埋立地護岸東北角</p> <p>基点第 33 号 北九州市若松区響町一丁目埋立地護岸東南角</p> <p>基点第 34 号 北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台から防波堤沿い西へ 1,550.28 メートルの点</p> <p>基点第 35 号 北九州市小倉北区藍島西端から基点第 34 号を見通す線上の北九州市戸畠区日本製鉄株式会社戸畠工場埋立護岸に設定し</p>

		<u>た標識</u>
		基点第 36 号 北九州市小倉北区西港町 120 番地に設定した標識（日明埋立護岸東南角から護岸沿いに北西へ 260 メートルの点）
		基点第 37 号 北九州市門司区松原 3 丁目村中川左岸角から護岸沿いに西へ 231.35 メートルの点
		基点第 38 号 北九州市門司区松原 1 丁目高田川橋左岸欄端から右岸側へ 2 メートルの点
		基点第 39 号 北九州市門司区大里第二船溜防波堤突端から防波堤沿いに南西へ 40 メートルの点
		基点第 40 号 北九州市門司区葛葉海岸通 4 番護岸角
		基点第 41 号 北九州市門司区白木崎護岸西角
		基点第 42 号 北九州市門司区門司崎灯標
		(イ) 旧船瀬灯浮標（世界測地系北緯 33 度 56 分 26.7 秒、東経 130 度 51 分 55.4 秒）
		(ロ) 旧笠瀬灯浮標（世界測地系 33 度 55 分 59.7 秒、東経 130 度 52 分 39.4 秒）
		(ハ) 基点第 36 号と下関市彦島三井金属工業彦島製錬所埋立地護岸西南角から護岸沿いに東方へ 30 メートルの点とを結んだ直線上で、基点第 36 号から 1,905 メートルの点
		(ニ) 基点第 37 号と下関市旧彦島大山ノ鼻灯台跡（世界測地系北緯 33 度 54 分 51.9 秒、東経 130 度 54 分 10.8 秒）とを結んだ直線上で、基点第 37 号から 970 メートルの点
		(ホ) 基点第 38 号と下関市旧彦島金ノ弦岬灯台跡（世界測地系北緯 33 度 54 分 39.7 秒、東経 130 度 54 分 39.4 秒）とを結んだ直線上で、基点第 38 号から 790 メートルの点
		(ヘ) 基点第 39 号と下関市旧彦島山底ノ鼻灯台跡（世界測地系北緯 33 度 54 分 51.7 秒、東経 130 度 55 分 24.4 秒）とを結んだ直線上で、基点第 39 号から 470 メートルの点
		(ト) 基点第 40 号と下関市巣流島灯台跡（世界測地系北緯 33 度 56 分、東経 130 度 55 分 54.3 秒）とを結んだ直線上の最大高潮時における海面の中央点
		(チ) 基点第 41 号と下関市岬ノ町船溜り旧防波堤屈折部から埠頭沿いに東方へ 35 メートル（世界測地系北緯 33 度 56 分 52.7 秒、東経 130 度 56 分 4.4 秒）に設定した標識とを結んだ直線上で、基点第 41 号から 855 メートルの点
		(リ) 基点第 42 号から下関市壇ノ浦町火ノ山下潮流信号所を見通した直線上の最大高潮時における海面の中央点
		C 基点第 40 号と下関市巣流島灯台を結んだ線。
		※資源の発生状況に応じて、筑前海区漁業調整委員会と協議の上、処理する。
ひびき灘地区 (旧藍島)	12月21日から翌年10月31日まで	<p>1 次に掲げる海域以外においては操業してはならない。</p> <p>(1) 筑共第 18 号共同漁業権漁場内。</p> <p>(2) 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(リ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。</p> <p>(イ) 白洲灯台から真方位 13 度 10 分、6214 メートルの点。</p> <p>(ロ) 白洲灯台から真方位 249 度 15 分、1,591 メートルの点。</p> <p>(ハ) 白洲灯台から真方位 248 度 50 分、1,926 メートルの点。</p> <p>(ニ) 白洲灯台から真方位 319 度 1 分、2,889 メートルの点。</p>

		<p>2 この許可に係る潜水夫は、（許可証に記載されている者）に限る。</p> <p>3 この許可に係る漁獲物は、アワビ、サザエ、ナマコ、ウニに限る。</p> <p>4 日没から日の出までの間は操業してはならない。</p> <p>5 潜水夫が2名の場合は、2名が同時に潜水に従事してはならない。</p>
ひびき灘地区 (岩屋支所 (組合自営))	8月1日から 10月31日まで 12月21日から翌年1月31日まで	<p>1 筑共第14号共同漁業権漁場内におけるひびき灘漁協岩屋支所管理区域内以外においては操業してはならない。</p> <p>2 この許可に係る潜水夫は、（許可証に記載されている者）に限る。</p> <p>3 この許可に係る漁獲物は、アワビ、サザエ、ウニに限る。</p> <p>4 日没から日の出までの間は操業してはならない。</p>
ひびき灘地区 (旧脇田(組合自営))	10月1日から 翌年3月31日まで	<p>1 次に掲げる海域（筑共第16号共同漁業権及び除外区域）のうち、ひびき灘漁協脇田地区管理区域以外の海域においては操業してはならない。 <u>次の基点第27号、(イ)、(ロ)、(ハ)を順次に結んだ直線及び(ハ)、基点第27号間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のa、b、cの各点を順次に結んだ直線と安瀬泊地防波堤によって囲まれた区域内を除く。</u></p> <p><u>基点第27号 烏帽子鼻（北九州市若松区大字安屋）に設置した標柱</u></p> <p><u>基点第28号 電源開発株式会社若松火力発電所北側岩壁西端から岩壁沿いに東へ341.7メートルの地点に設定した標識</u></p> <p><u>基点第29号 北九州市若松区響町埋立地護岸東北角</u></p> <p><u>(イ)基点第27号から真方位347度2,880メートルの点（基点第27号から真方位347度にひいた直線と、馬島（北九州市小倉北区）の北の高頂（31高地）から火の山（山口県下関市）山頂を見通す線との交点）</u></p> <p><u>(ロ)基点第28号から真方位352度30分4,150メートルの点（基点第28号から男島（北九州市若松区白島）東端を見通す線と馬島の北の高頂と火の山山頂を見通す線との交点）</u></p> <p><u>(ハ)基点第29号から真方位281度5分1,460メートルの点（基点第29号とロを結ぶ線と、安瀬泊地防波堤北側縁の交点）</u></p> <p>a 北九州市若松区響町安瀬泊地内のコンクリート岸壁北西角の地点から、安瀬泊地防波堤南側縁沿いに東方向39.6メートルの地点。</p> <p>b 基点第29号から真方位281度5分にひいた直線と、a点から北九州市小倉北区藍島古敷岩頂上を見通す線との交点。</p> <p>c 基点第29号から真方位281度5分にひいた直線と、若松区安瀬泊地防波堤北側縁の交点。</p> <p>2 この許可に係る潜水夫は、（許可証に記載されている者）に限る。</p> <p>3 この許可に係る漁獲物は、ナマコに限る。</p>

		4 日没から日の出までの間は操業してはならない。
糸島地区 (旧野北(組合自営))	12月15日から12月31日まで	<p>1 筑共第3号共同漁業権漁場内における糸島漁協野北支所管理区域内以外においては操業してはならない。</p> <p>2 この許可に係る潜水夫は、(許可証に記載されている者)に限る。</p> <p>3 この許可に係る漁獲物は、ナマコに限る。</p> <p>4 日没から日の出までの間は操業してはならない。</p>

潜水器漁業許可方針新旧対照表（太字下線部が変更箇所）

	新	旧
本文	(略)	(略)
附則	1 この許可方針は令和3年9月1日から施行する。 2 令和3年9月1日一部改正する(別表の条件のうち、藍島支所、長浜支所の区域 拡大、第井第16,19,20号関係漁協・支所の区域差配変更、除外区域の包含)	この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

別表 漁業時期 及び条件	新			旧		
	区域名	漁業時期	条件	区域名	漁業時期	条件
北九州地 区	周年	1 次に掲げる(1)～(3)の海域(筑共第 16,17,20 号共同漁業権区域及び除外区域)のうち、北九州市漁業協同組合轄之浦地区の管理区域以外の海域においては操業してはならない。	北九州地 区 (旧脇之 浦)	周年	1 次に掲げる海域以外においては操業してはなら ない。	筑共第 16 号、17 号及び 20 号共同漁業権漁場内のうち、北九州市漁協轄之浦地区的管理区域内。ただし、筑共第 16 号共同漁業権漁場内のうち、次のイ、ロ、ハへの各点を順次に結んだ直線と安瀬泊地防波堤によつて囲まれた区域を除く。
北九州地 区	(旧 脇 之 浦)	(1)筑共第 16 号共同漁業権漁場及び除外区域の基点第 27 号、(イ)、(ロ)、(ハ)を順次に結んだ直線及び(イ)、基点第 27 号間の最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域。ただし、a、b、c の各点を順次に結んだ直線と安瀬泊地防波堤によつて囲まれた区域内を除く。 基点第 27 号 烏帽子鼻(北九州市若松区大字安屋)に設置した標柱 基点第 28 号 電源開発株式会社若松火力発電所北側岩壁西端から岩壁沿いに東へ 341.7 メートルの地点に設定した標識 基点第 29 号 北九州市若松区警町埋立地護岸東北角 (イ)基点第 27 号から真方位 347 度 2,880 メートルの点(基点第 27 号から真方位 347 度にひいた直線と、馬島(北九州市小倉北区)の北の高頂(31 高地)か				

ら火の山(山口県下関市)山頂を見通す線との交

点)

(ロ) 基点第 28 号から真方位 352 度 30 分 4,150 メー

トルの点(基点第 28 号から男島(北九州市若松区白
島)東端を見通す線と馬島の北の高頂と火の山山頂
を見通す線との交点)

(ハ) 基点第 29 号から真方位 281 度 5 分 1,460 メー
トルの点(基点第 29 号とロを結ぶ線と、安瀬泊地防
波堤北側縁の交点)

a. 北九州市若松区響町安瀬泊地内のコンクリート
岸壁西北角の地点から、安瀬泊地防波堤南側縁沿
いに東方向 39.6 メートルの地点。

b. 基点第 29 号から真方位 281 度 5 分にひいた
直線と、a 点から北九州市小倉北区藍島古敷岩頂上
を見通す線との交点。

c. 基点第 29 号から真方位 281 度 5 分にひいた直
線と、若松区安瀬泊地防波堤北側縁の交点。

(2) 筑共第 17 号共同漁業権漁場

(3) 筑共第 20 号共同漁業権漁場及び除外区域

イ 北九州市若松区響町安瀬泊地内のコンクリート
岸壁北西角の地点から、安瀬泊地防波堤南側縁
沿いに東方向 39.6 メートルの地点。
ロ 北九州市若松区響町埋立護岸北東角(筑共
第 16 号共同漁業権漁場区分図で示す基点第 29
号)から、真方位 281 度 5 分にひいた直線と、イ点か
ら北九州市小倉北区藍島古敷岩頂上を見通す線と
の交点。

ハ 北九州市若松区響町埋立護岸北東角から真
方位 281 度 5 分にひいた直線と、若松区安瀬泊地
防波堤北側縁の交点。

新	旧
次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、基点第 29 号及び (ア)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。	
基点第 28 号 電源開発株式会社若松火力発電所 北側岩壁西端から岩壁沿いに東へ 341.7 メートルの 点	
基点第 29 号 北九州市若松区響町埋立地護岸東 北角	
基点第 30 号 白州灯台(北九州市小倉北区)	
基点第 31 号 藍島(北九州市小倉北区)南端に設 置した標柱	
(イ)基点第 28 号から真方位 352 度 30 分 4,150 メー トルの点(基点第 28 号から男島東端を見通す線と、 馬島の北の高頂と火の山山頂を見通す線との交 点)	
(ロ)基点第 30 号から真方位 249 度 50 分 1,590 メー トルの点(電源開発株式会社若松火力発電所二連 煙突の東側煙突から鏡音崎(山口県下関市)を見通 す線と、大山の鼻(山口県下関市)から戸ノ上山(北 九州市門司区)山頂を見通す線との交点)	
(ハ)基点第 30 号から真方位 210 度 45 分 1,250 メー トルの点(大山の鼻から戸ノ上山山頂を見通す線 と、藍島南端から鳥帽子山(山口県下関市)山頂と を見通す線との交点)	

新

旧

(ニ)基点第 30 号から真方位 92 度 25 分 1,820 メートルの点(基点第 31 号から鳥帽子山山頂とを見通す線と、藍島の西端から賢女鼻(山口県下関市蓋井島)とを見通す線との交点)

(ホ)基点第 30 号から真方位 115 度 10 分 6,530 メートルの点(和合良島(北九州市小倉北区馬島)25 高頂から六連島(山口県下関市)106 高頂とを見通す線と片島(北九州市小倉北区馬島)高頂から藍島東北端とを見通す線との交点)

(ヘ)旧船瀬灯浮標(世界測地系北緯 33 度 56 分 26.7 秒、東経 130 度 51 分 55.4 秒)

2 この許可に係る潜水夫は、(許可証に記載されている者)に限る。

3 この許可に係る漁獲物は、アワビ、サザエ、ナマコ、ウニに限る。

ただし、筑共第 17 号共同漁業権漁場内でウニを採捕する場合は、次のことを守らねばならない。

1) 男島北西端と女島南東端を結ぶ延長線以西の海域以外の場所で採捕してはならない。

2) 操業は1日3隻以内とし、これらの船はウニ採捕と認識できる標識を掲げなければならぬ。

2 この許可に係る潜水夫は、(許可証に記載されている者)に限る。

3 この許可に係る漁獲物は、アワビ、サザエ、ナマコ、ウニに限る。

ただし、筑共第 17 号共同漁業権漁場内でウニを採捕する場合は、次のことを守らねばならない。

1) 操業区域は、男島北西端と女島南東端を結ぶ延長線以西の海域とし、それ以外の場所で採捕してはならない。

2) 操業は1日3隻以内とし、これらの船はウニ採捕と認識できる標識を掲げなければならぬ。

新	旧		
3) 11月1日から翌年3月末日までは、採捕してはならない。	3) 11月1日から翌年3月末日までは、採捕してはならない。	3) 11月1日から翌年3月末日までは、採捕してはならない。	3) 11月1日から翌年3月末日までは、採捕してはならない。
4) 日没から日の出までの間は操業してはならない。	4) 日没から日の出までの間は操業してはならない。	4) 日没から日の出までの間は操業してはならない。	4) 日没から日の出までの間は操業してはならない。
5) 潜水夫が2名の場合は、2名が同時に潜水に從事してはならない。	5) 潜水夫が2名の場合は、2名が同時に潜水に從事してはならない。	5) 潜水夫が2名の場合は、2名が同時に潜水に從事してはならない。	5) 潜水夫が2名の場合は、2名が同時に潜水に從事してはならない。
北九州地区 (旧若松区)	周年 (旧若松 (旧戸畠含む))	北九州地区 周年 (旧若松 (旧戸畠含む))	北九州地区 周年 (旧若松 (旧戸畠含む))
基点第29号 北九州市若松区戻町埋立地護岸東北角	1 次の(イ)、(ロ)、(ハ)の各点を順次に結んだ直線と、安瀬泊地防波堤によって囲まれた海域以外においては操業してはならない。	1 次のイ、ロ、ハの各点を順次に結んだ直線と、安瀬泊地防波堤によって囲まれた海域以外においては操業してはならない。	1 次のイ、ロ、ハの各点を順次に結んだ直線と、安瀬泊地防波堤によって囲まれた海域以外においては操業してはならない。
(イ)北九州市若松区戻町安瀬泊地内のコンクリート岸壁北西角の地点から、安瀬泊地防波堤南側縁沿いに東方向 39.6 メートルの地点。	(ロ)基点第29号から藍島(北九州市小倉北区)古敷岩直線と、イ点から藍島古敷岩頂上を見通す線との交点。	(イ)北九州市若松区戻町安瀬泊地内のコンクリート岸壁北西角の地点から、安瀬泊地防波堤南側縁沿いに東方向 39.6 メートルの地点。	(ロ)基点第29号から藍島古敷岩頂上を見通す線との交点。
(ハ)基点第29号から真方位 281 度 5 分にひいた直線と、若松区安瀬泊地防波堤北側縁の交点。		(ハ)基点第29号から真方位 281 度 5 分にひいた直線と、若松区安瀬泊地防波堤北側縁の交点。	(ハ)基点第29号から真方位 281 度 5 分にひいた直線と、若松区安瀬泊地防波堤北側縁の交点。

		新	日	防波堤北側縁の交点。
				2 この許可に係る潜水夫は、(許可証に記載されている者)に限る。
				3 この許可に係る漁獲物は、アワビ、サザエ、ナマコ、ウニ、ワカツに限る。
				4 日没から日の出までの間は操業してはならない。
				5 潜水夫が2名の場合は、2名が同時に潜水に従事してはならない。
北九州地区	周年	北九州地区 (旧平松)	周年	1 次に掲げる海域以外においては操業してはならない。 筑共第19号共同漁業権漁場及び除外区域)のうち、次のAの線以西の海域以外においては操業してはならない。
				次の基点第35号、基点第34号、基点第33号、基点第29号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(セ)、(メ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び基点第42号の各点を順次に結んだ直線と、基点第35号と基点第42号間の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。
				基点第29号 北九州市若松区舞町埋立街護岸東

新

旧

北角

基点第33号 北九州市若松区響町一丁目埋立地

護岸東南角

基点第34号 北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台から防波堤沿い西へ1,550.28メートルの点

基点第35号 北九州市小倉北区藍島西端から基点第34号を見通す線上の北九州市戸畠区日本製

株式会社戸畠工場埋立護岸に設定した標識

基点第36号 北九州市小倉北区西港町120番地

に設定した標識(日明埋立護岸東南角から護岸沿いに北西へ260メートルの点)

基点第37号 北九州市門司区松原3丁目村中川左岸角から護岸沿いに西へ231.35メートルの点

基点第38号 北九州市門司区松原1丁目高田川橋左岸欄端から右岸側へ2メートルの点

基点第39号 北九州市門司区大里第二船溜防波堤突端から防波堤沿いに南西へ40メートルの点

基点第40号 北九州市門司区葛葉海岸通4番護岸角

基点第41号 北九州市門司区白木崎護岸西角

基点第42号 北九州市門司区門司崎灯標

(1)旧船溜灯浮標(世界測地系北緯33度56分26.7秒、東経130度51分55.4秒)

(2)旧笠瀬灯浮標(世界測地系33度55分59.7

秒、東経 130 度 52 分 39.4 秒)

(イ)基点第 36 号と下関市彦島三井金属工業彦島製
煉所埋立地護岸西南角から護岸沿いに東方へ 30
メートルの点とを結んだ直線上で、基点第 36 号から
1,905 メートルの点

(二)基点第 37 号と下関市旧彦島大山ノ鼻灯台跡
(世界測地系北緯 33 度 54 分 51.9 秒、東経 130 度
54 分 10.8 秒)とを結んだ直線上で、基点第 37 号か
ら 970 メートルの点

(ホ)基点第 38 号と下関市旧彦島金ノ弦岬灯台跡(世
界測地系北緯 33 度 54 分 39.7 秒、東経 130 度 54
分 39.4 秒)とを結んだ直線上で、基点第 38 号から
790 メートルの点

(ヘ)基点第 39 号と下関市旧彦島山底ノ鼻灯台跡
(世界測地系北緯 33 度 54 分 51.7 秒、東経 130 度
55 分 24.4 秒)とを結んだ直線上で、基点第 39 号か
ら 470 メートルの点

(ト)基点第 40 号と下関市巣流島灯台跡(世界測地
系北緯 33 度 56 分、東経 130 度 55 分 54.3 秒)とを
結んだ直線上の最大高潮時ににおける海面の中央点

(チ)基点第 41 号と下関市岬ノ町船溜り旧防波堤屈
折部から埠頭沿いに東方へ 35 メートル(世界測地
系北緯 33 度 56 分 52.7 秒、東経 130 度 56 分 4.4
秒)に設定した標識とを結んだ直線上で、基点第 41

新

日

号から 855 メートルの点

(1) 基点第 42 号から下関市壇ノ浦町火ノ山下潮流
信号所を見通した直線上の最大高潮時における海
面の中央点

A 基点第 36 号と下関市彦島三井金属鉱業彦島製
錬所埋立地護岸西南角から護岸沿いに東方へ 30
メートルの点を結んだ線。

(削除)

2 この許可に係る潜水夫は、(許可証に記載されて
いる者)に限る。

3 この許可に係る漁獲物は、アワビ、サザエ、ナマ
コ、ミルクイ、タイラギ、ウチムラサキに限る。

4 日没から日の出までの間は操業してはならない。

5 潜水夫が 2 名の場合は、2 名が同時に潜水に從
事してはならない。

イ 北九州市小倉北区西港町 120 番地に設定した
標識(日明埋立護岸東南角から護岸沿いに北西へ
260 メートルの点)と下関市彦島三井金属鉱業彦島
製錬所埋立地護岸西南角から護岸沿いに東方へ
30 メートルの点を結んだ線。

2) 若松区響町 1 丁目北東側岸壁から 50 メートルの
区域。

2 この許可に係る潜水夫は、(許可証に記載されて
いる者)に限る。

3 この許可に係る漁獲物は、アワビ、サザエ、ナマ
コ、ミルクイ、タイラギ、ウチムラサキに限る。

4 日没から日の出までの間は操業してはならない。

5 潜水夫が 2 名の場合は、2 名が同時に潜水に從
事してはならない。

北九州市 (旧長浜)	周年	新 1 次に掲げる海域(筑共第 19 号共同漁業権漁場 及び除外区域)のうち、次の A 及び C の間の海 域以外においては操業してはならない。	北九州地 区 (旧長浜)	周年	1 次に掲げる海域以外においては操業してはなら ない。 筑共第 19 号共同漁業権漁場内のうち、次のイ及び ロの 2 線の間の海域。

次の基点第 35 号、基点第 34 号、基点第 33 号、基
点第 29 号、(イ)、(ロ)、(二)、(ハ)、(ホ)、(ト)、(リ)
及び基点第 42 号の各点を順次に結んだ直線と、基
点第 35 号と基点第 42 号間に最大高潮時海岸線と
によって囲まれた区域。

基点第 29 号 北九州市若松区響町埋立地護岸東
北角
基点第 33 号 北九州市若松区響町一丁目埋立地
護岸東南角
基点第 34 号 北九州市若松区若松洞海湾口防波
堤灯台から防波堤沿い西へ 1,550.28 メートルの点
基点第 35 号 北九州市小倉北区藍島西端から基
点第 34 号を見通す線上の北九州市戸畠区日本製
鉄株式会社戸畠工場埋立地に設定した標識
基点第 36 号 北九州市小倉北区西港町 120 番地
に設定した標識(日明埋立護岸東南角から護岸沿
いに北西へ 260 メートルの点)
基点第 37 号 北九州市門司区松原 3 丁目村中川
左岸角から護岸沿いに西へ 231.35 メートルの点

		新	日
		基点第38号 北九州市門司区松原1丁目高田川 橋左岸端から右岸側へ2メートルの点	
		基点第39号 北九州市門司区大里第二船溜防波 堤突端から防波堤沿いに南西へ40メートルの点	
		基点第40号 北九州市門司区菅原海岸通4番護	
	岸角		
		基点第41号 北九州市門司区白木崎護岸西角	
		基点第42号 北九州市門司区門司崎灯標	
		(イ)旧船瀬灯浮標(世界測地系北緯33度56分 26.7秒、東経130度51分55.4秒)	
		(ロ)旧笠瀬灯浮標(世界測地系33度55分59.7 秒、東経130度52分39.4秒)	
		(ハ)基点第36号と下関市彦島三井金属工業彦島製 糖所埋立地護岸西南角から護岸沿いに東方へ30 メートルの点とを結んだ直線上で、基点第36号から 1,905メートルの点	
		(ニ)基点第37号と下関市旧彦島大山ノ鼻灯台跡 (世界測地系北緯33度54分51.9秒、東経130度 54分10.8秒)とを結んだ直線上で、基点第37号か ら970メートルの点	
		(ホ)基点第38号と下関市旧彦島金ノ弦岬灯台跡(世 界測地系北緯33度54分39.7秒、東経130度54 分39.4秒)とを結んだ直線上で、基点第38号から 790メートルの点	

(へ)基点第 39 号と下関市旧彦島山底ノ鼻灯台跡
(世界測地系北緯 33 度 54 分 51.7 秒、東経 130 度
55 分 24.4 秒)とを結んだ直線上で、基点第 39 号か
ら 470 メートルの点

(ト)基点第 40 号と下関市巣流島灯台跡(世界測地
系北緯 33 度 56 分、東経 130 度 55 分 54.3 秒)とを
結んだ直線上の最大高潮時ににおける海面の中央点

(チ)基点第 41 号と下関市岬ノ町船溜り旧防波堤屈
折部から埠頭沿いに東方へ 35 メートル(世界測地
系北緯 33 度 56 分 52.7 秒、東経 130 度 56 分 4.4
秒)に設定した標識とを結んだ直線上で、基点第 41
号から 855 メートルの点

(リ)基点第 42 号から下関市壇ノ山下潮流
信号所を見通した直線上の最大高潮時ににおける海
面の中央点

- A 基点第 36 号と下関市彦島三井金属鉱業彦島製
錬所理立護岸西南角から護岸沿いに東方へ 30
メートルの点を結んだ線。
- C 基点第 40 号と下関市巣流島灯台を結んだ線。

イ 北九州市門司区松原 3 丁目村中川左岸角から
護岸沿いに西へ 231.35 メートルの点と下関市彦島
大山の鼻灯台跡を結んだ線。

ロ 北九州市小倉北区西港町 120 番地に設定し
た標識(日明理立護岸東南角から護岸沿いに北西
へ 260 メートルの点)と下関市彦島三井金属鉱業彦
島製錬所理立護岸西南角から護岸沿いに東方へ
30 メートルの点を結んだ線。

新	旧		
2 この許可に係る潜水夫は、(許可証に記載されて いる者)に限る。	2 この許可に係る潜水夫は、(許可証に記載されて いる者)に限る。	3 この許可に係る漁獲物は、アワビ、サザエ、ナマ コ、ミルクイ、タイラギ、ウチムラサキに限る。	3 この許可に係る漁獲物は、アワビ、サザエ、ナマ コ、ミルクイ、タイラギ、ウチムラサキに限る。
4 日没から日の出までの間は操業してはならない。 5 潜水夫が2名の場合は、2名が同時に潜水に從 事してはならない。	4 日没から日の出までの間は操業してはならない。 5 潜水夫が2名の場合は、2名が同時に潜水に從 事してはならない。	北九州地 区 (旧大里)	北九州地 区 (旧大里)
資源の發 生状況に 応じて筑 前海区漁 業調整委 員会と協 議の上、 処理す る。	資源の發 生状況に 応じて筑 前海区漁 業調整委 員会と協 議の上、 処理す る。	1 次に掲げる海域(筑共第 19 号共同漁業権漁場 及び除外区域)のうち、次のB及びCの線の間の海 域以外においては操業してはならない。 次に基点第 35 号、基点第 34 号、基点第 33 号、基 点第 29 号、(1)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(チ)、(ト) 及び基点第 42 号の各点を順次に結んだ直線と、基 点第 35 号と基点第 42 号間の最大高潮時海岸線と によつて囲まれた区域。	1 次に掲げる海域以外においては操業してはなら ない。 筑共第 19 号共同漁業権漁場内のうち、次のイ及び ロの2線の間の海域。

基点第 33 号 北九州市若松区響町一丁目埋立地 護岸東南角	基点第 34 号 北九州市若松区若松洞海湾口防波 堤灯台から防波堤沿い西へ 1,550.28 メートルの点	基点第 35 号 北九州市小倉北区藍島西端から基点 株式会社戸畠工場埋立護岸に設定した標識	基点第 36 号 北九州市小倉北区西港町 120 番地 に設定した標識(日明埋立護岸東南角から護岸沿 いに北西へ 260 メートルの点)	基点第 37 号 北九州市門司区松原 3 丁目村中川 左岸角から護岸沿いに西へ 231.35 メートルの点	基点第 38 号 北九州市門司区松原 1 丁目高田川 橋左岸欄端から右岸側へ 2 メートルの点	基点第 39 号 北九州市門司区大里第二船溜防波 堤突端から防波堤沿いに南西へ 40 メートルの点	基点第 40 号 北九州市門司区葛葉海岸通 4 番護 岸角	基点第 41 号 北九州市門司区白木崎護岸西角	基点第 42 号 北九州市門司区門司崎灯標
								(イ)旧船瀬灯浮標(世界測地系北緯 33 度 56 分 26.7 秒、東経 130 度 51 分 55.4 秒)	(ロ)旧笠瀬灯浮標(世界測地系 33 度 55 分 59.7 秒、 東経 130 度 52 分 39.4 秒)

新 日

(ハ)基点第 36 号と下関市彦島三井金屬工業彦島製
煉所埋立地護岸西南角から護岸沿いに東方へ 30 メ
ートルの点とを結んだ直線上で、基点第 36 号から
1,905 メートルの点

(ニ)基点第 37 号と下関市旧彦島大山ノ鼻灯台跡(世
界測地系北緯 33 度 54 分 51.9 秒、東経 130 度 54
分 10.8 秒)とを結んだ直線上で、基点第 37 号から
970 メートルの点

(ホ)基点第 38 号と下関市旧彦島金ノ弦岬灯台跡(世
界測地系北緯 33 度 54 分 39.7 秒、東経 130 度 54
分 39.4 秒)とを結んだ直線上で、基点第 38 号から
790 メートルの点

(ヘ)基点第 39 号と下関市旧彦島山底ノ鼻灯台跡(世
界測地系北緯 33 度 54 分 51.7 秒、東経 130 度 55
分 24.4 秒)とを結んだ直線上で、基点第 39 号から
470 メートルの点

(ト)基点第 40 号と下関市旅流島灯台跡(世界測地系
北緯 33 度 56 分、東経 130 度 55 分 54.3 秒)とを結
んだ直線上の最大高潮時ににおける海面の中央点
(チ)基点第 41 号と下関市岬ノ町船窓り日防波堤屈折
部から埠頭沿いに東方へ 35 メートル(世界測地系北
緯 33 度 56 分 52.7 秒、東経 130 度 56 分 4.4 秒)に
設定した標識とを結んだ直線上で、基点第 41 号から
855 メートルの点

			新	日
	(リ)基点第 42 号から下関市壇ノ浦町火ノ山下潮流信号所を見通した直線上の最大高潮時における海面の中央点	B 基点第 37 号と下関市彦島大山の鼻灯台跡を結んだ線。 C 基点第 40 号と下関市巖流島灯台を結んだ線。		イ 北九州市門司区葛葉海岸通4番護岸角と下関市巖流島灯台を結んだ線。 ロ 北九州市門司区松原3丁目村中川左岸角から護岸沿いに西へ 231.35 メートルの点と下関市彦島大山の鼻灯台跡を結んだ線。
				※資源の発生状況に応じて、筑前海区漁業調整委員会と協議の上、処理する。
				※資源の発生状況に応じて、筑前海区漁業調整委員会と協議の上、処理する。
北九州地区(旧門司)	資源の発生状況に応じて筑前海区漁業調整委員会と協議の上、処理する。	北九州地区(旧門司)	資源の発生状況に応じて筑前海区漁業調整委員会と協議の上、処理する。	1. 次に掲げる海域(筑共第 19 号共同漁業権漁場及び除外区域)のうち、次のCの線以東の海域においては操業してはならない。 次の基点第 35 号、基点第 34 号、基点第 33 号、基点第 29 号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(チ)、(ヨ)及び基点第 42 号の各点を順次に結んだ直線と、基点第 35 号と基点第 42 号間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
				基点第 29 号 北九州市若松区響町埋立地護岸東

	新	旧
北角		
護岸東南角		
基点第 33 号 北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台から防波堤沿い西へ 1,550.28 メートルの点		
基点第 34 号 北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台から防波堤沿い西へ 1,550.28 メートルの点		
基点第 35 号 北九州市小倉北区藍島西端から基点第 34 号を見通す線上の北九州市戸畠区日本製鉄株式会社戸畠工場埋立護岸に設定した標識		
基点第 36 号 北九州市小倉北区西港町 120 番地に設定した標識(日明埋立護岸東南角から護岸沿いに北西へ 260 メートルの点)		
基点第 37 号 北九州市門司区松原 3 丁目村中川左岸角から護岸沿いに西へ 231.35 メートルの点		
基点第 38 号 北九州市門司区松原 1 丁目高田川橋左岸欄端から右岸側へ 2 メートルの点		
基点第 39 号 北九州市門司区大里第二船溜防波堤突端から防波堤沿いに南西へ 40 メートルの点		
基点第 40 号 北九州市門司区葛葉海岸通 4 番護岸角		
基点第 41 号 北九州市門司区白木崎護岸西角		
基点第 42 号 北九州市門司区門司崎灯標		
(①旧船瀬灯浮標(世界測地系北緯 33 度 56 分 26.7 秒、東経 130 度 51 分 55.4 秒) (②旧笠瀬灯浮標(世界測地系 33 度 55 分 59.7 秒)		

旧

新

東経 130 度 52 分 39.4 秒)

(イ) 基点第 36 号と下関市彦島三井金属工業彦島製
煉所埋立地護岸西南角から護岸沿いに東方へ 30 メ
ートルの点とを結んだ直線上で、基点第 36 号から

1,905 メートルの点。

(二) 基点第 37 号と下関市旧彦島大山ノ鼻灯台跡(世
界測地系北緯 33 度 54 分 51.9 秒、東経 130 度 54
分 10.8 秒)とを結んだ直線上で、基点第 37 号から

970 メートルの点。

(ホ) 基点第 38 号と下関市旧彦島金ノ弦岬灯台跡(世
界測地系北緯 33 度 54 分 39.7 秒、東経 130 度 54
分 39.4 秒)とを結んだ直線上で、基点第 38 号から

790 メートルの点。

(ヘ) 基点第 39 号と下関市旧彦島山底ノ鼻灯台跡(世
界測地系北緯 33 度 54 分 51.7 秒、東経 130 度 55
分 24.4 秒)とを結んだ直線上で、基点第 39 号から

470 メートルの点。

(リ) 基点第 40 号と下関市巣流島灯台跡(世界測地系
北緯 33 度 56 分、東経 130 度 55 分 54.3 秒)とを結
んだ直線上の最大高潮時ににおける海面の中央点。

(チ) 基点第 41 号と下関市岬ノ町船溜り旧防波堤屈折
部から埠頭沿いに東方へ 35 メートル(世界測地系北
緯 33 度 56 分 52.7 秒、東経 130 度 56 分 4.4 秒)に
設定した標識とを結んだ直線上で、基点第 41 号か

新	日
ら 855 メートルの点 (イ)基点第 42 号から下関市壇ノ浦町火ノ山下潮流信号所を見通した直線上の最大高潮時における海面の中央点	C 基点第 40 号と下関市巣流島灯台を結んだ線。
※資源の発生状況に応じて、筑前海区漁業調整委員会と協議の上、処理する。	※資源の発生状況に応じて、筑前海区漁業調整委員会と協議の上、処理する。
ひびき灘 (旧藍島)	1 次に掲げる海域以外においては操業してはならない。 (1)筑共第 18 号共同漁業権漁場内。 (2)次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。 (イ)白洲灯台から真方位 13 度 10 分、6214 メートルの点。 (ロ)白洲灯台から真方位 249 度 15 分、1,591 メートルの点。 (ハ)白洲灯台から真方位 248 度 50 分、1,926 メートルの点。 (ニ)白洲灯台から真方位 319 度 1 分、2,889 メートルの点。

2 この許可に係る潜水夫は、(許可証に記載されている者)に限る。

3 この許可に係る漁獲物は、アワビ、サザエ、ナマコ、ウニに限る。

4 日没から日の出までの間は操業してはならない。

5 潜水夫が2名の場合は、2名が同時に潜水に従事してはならない。

2 この許可に係る潜水夫は、(許可証に記載されている者)に限る。

3 この許可に係る漁獲物は、アワビ、サザエ、ナマコ、ウニに限る。

4 日没から日の出までの間は操業してはならない。

5 潜水夫が2名の場合は、2名が同時に潜水に従事してはならない。

(略)	(略)	(略)	(略)
ひびき灘 地区 (旧脇田 (組合自 営))	10月1日 から翌年 3月31日 まで	1次に掲げる海域(筑共第16号共同漁業権及び 除外区域)のうち、ひびき灘協賄田地区管理区域 以外の海域においては操業してはならない。 次の基点第27号、(イ)、(ロ)、(ハ)を順次に結んだ直線 及び(イ)、基点第27号間の最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域。ただし、次のa、b、cの各点を 順次に結んだ直線と安瀬泊地防波堤によって囲ま れた区域内を除く。	ひびき灘 地区 (旧脇田 (組合自 営))

基点第 27 号、烏帽子鼻(北九州市若松区大字安屋)に設置した標柱

基点第 28 号 電源開発株式会社若松火力発電所
北側岩壁西端から岩壁沿いに東へ 341.7 メートルの
地点に設定した標識

基点第 29 号 北九州市若松区警町埋立地護岸東
北角
(北)

(1)基点第 27 号から真方位 347 度 2,880 メートルの
点(基点第 27 号から真方位 347 度にひいた直線と、
馬島(北九州市小倉北区)の北の高頂(31 高地)か
ら火の山(山口県下関市)山頂を見通す線との交
点)

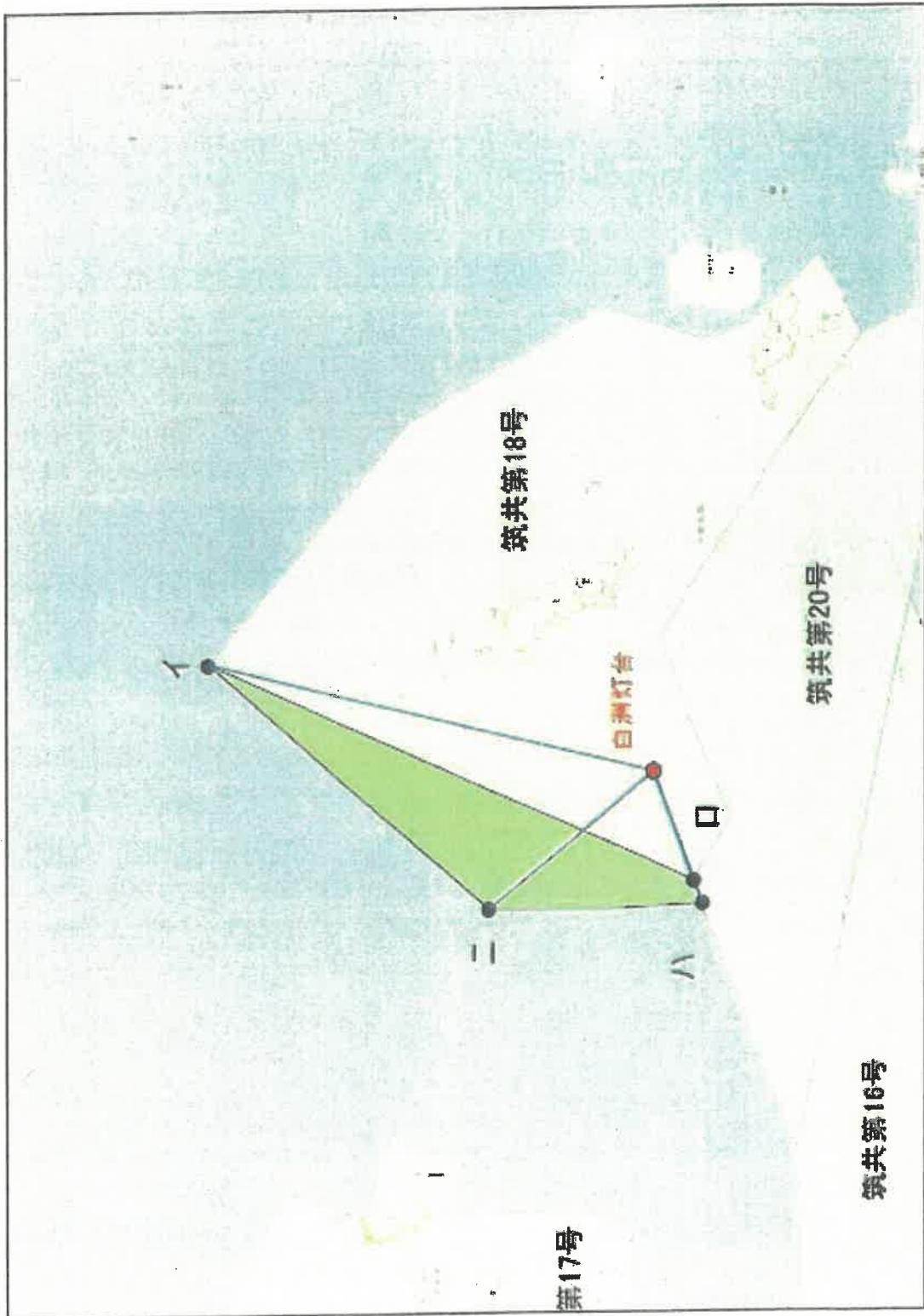
(ロ)基点第 28 号から真方位 352 度 30 分 4,150 メー
トルの点(基点第 28 号から男島(北九州市若松区白
島)東端を見通す線と馬島の北の高頂と火の山山頂
を見通す線との交点)

(ハ)基点第 29 号から真方位 281 度 5 分 1,460 メー
トルの点(基点第 29 号とロを結ぶ線と、安瀬泊地防波
堤北側縁の交点)

a. 北九州市若松区警町安瀬泊地内のコンクリート
岸壁北西角の地点から、安瀬泊地防波堤南側縁沿
いに東方向 39.6 メートルの地点。

b. 基点第 29 号から真方位 281 度 5 分にひいた直

藍島支所の操業区域

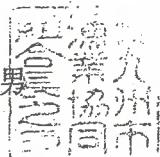


令和3年8月30日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

北九州市漁業協同組合

代表理事組合長 長村秀男



潜水器漁業の操業区域変更に関する要望書

平素より当漁協の漁業振興に関しましては、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。当組合では水産物の安定供給のため日々努力しており、脇之浦地区では潜水器漁業の許可を受け、ウニ・アワビ・サザエ・ナマコ等を対象に長年操業を続けております。これまで、藻場保全活動(ガンガゼ駆除)や自主的に休漁期間を設けるなど資源管理に取り組み、又、毎年アカウニの種苗放流やアワビの稚貝放流も行っており、結果、ウニ・アワビの資源回復が認められてきました。

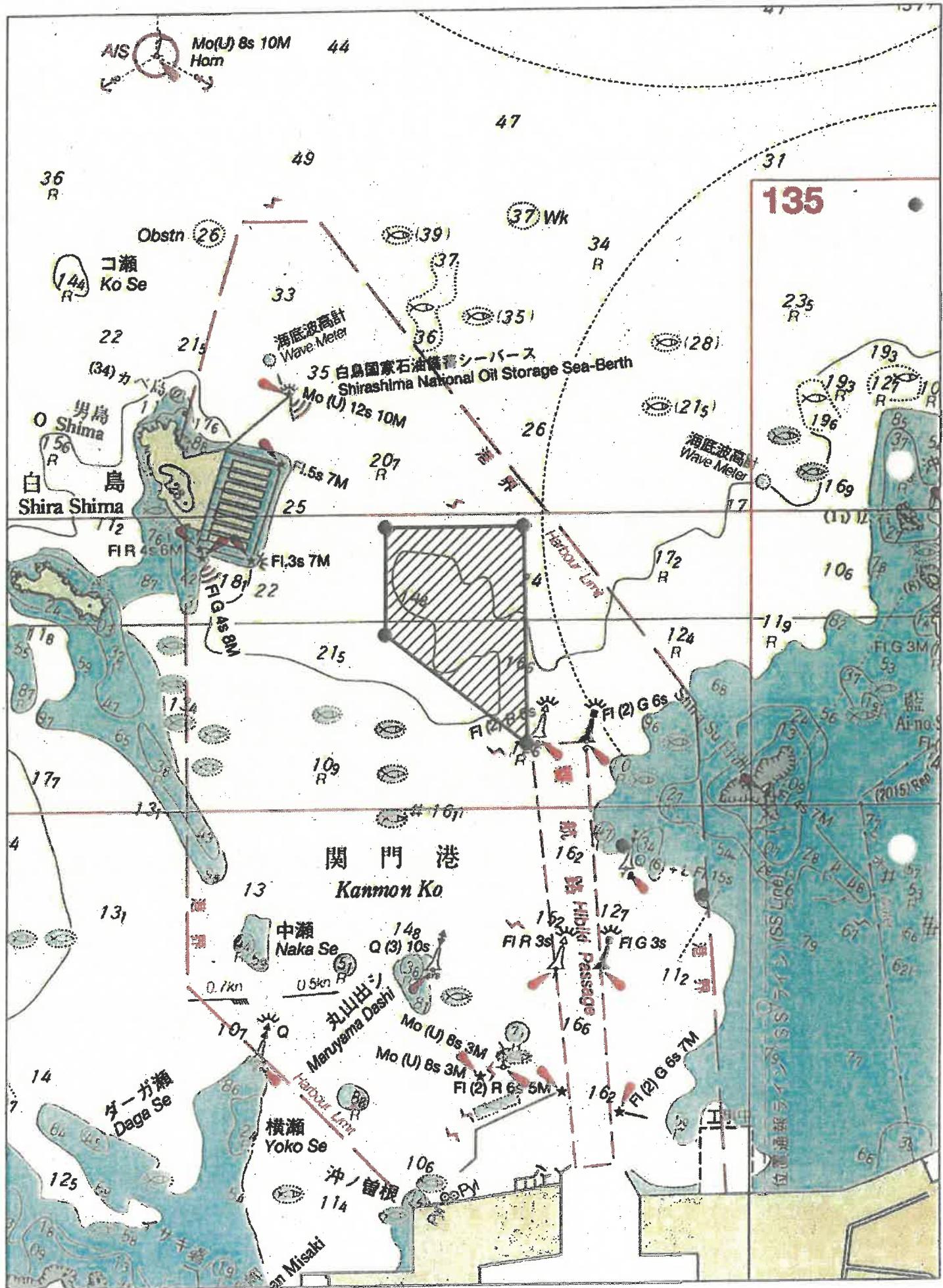
ところが、昨冬の低水温により、主要漁場である白島周辺のアカウニが大量斃死し、潜水器業者が大変な苦境に直面しております。打開策を模索する中で、これまで潜水器が操業していない白島南東のミツ瀬にはアカウニがいるのではないかと考え、水産センターに依頼し調査していただきました。その結果、アカウニが生息しており、資源量も十分に存在していることが確認されました。しかし、ミツ瀬は共同漁業権外であり、現在の許可では操業することができません。

そこで、主要漁場のアカウニ資源が回復するまでの間、ミツ瀬での操業を特例的に認めていただきたく、下記のとおり要望いたします。アカウニの大量斃死という特別な状況と潜水器漁業者の窮状をご理解いただき、配慮の程よろしくお願ひいたします。なお、本件につきましては関係漁協や支所には既に同意を得ており、他漁業種との調整も済んでいることを申し添えます。

記

1. 操業区域 ミツ瀬周辺(資源調査結果と航路区域を考慮し、別図のとおり)
2. 操業期間 4月1日～10月31日
3. 対象魚種 ウニ
4. 要望隻数 4隻





潜水器漁業の新規操業要望区域におけるアカウニ調査結果

(脇之浦地先)

1. 日時 令和3年8月26日 8:30~11:30

2. 場所 図1に示す2ヶ所

調査点① ($34^{\circ} 00.143'$, $130^{\circ} 45.400'$) 水深18m

調査点② ($33^{\circ} 59.821'$, $130^{\circ} 45.374'$) 水深19m



図1 調査点の位置図

3. 方法 2名による15分間の時限採捕でアカウニを採捕して計数

アカウニの身入り確認（調査点①で採取分）

目視観察による底質環境の把握

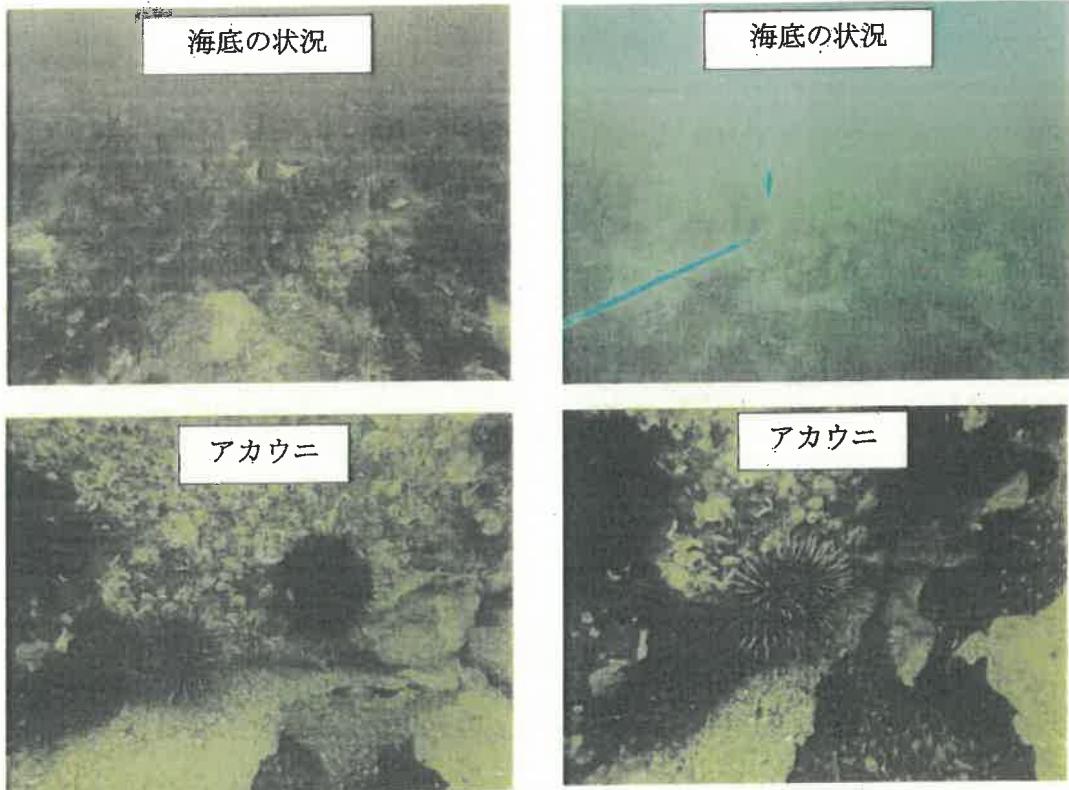
4. 結果 アカウニの採捕数は、調査点①が15個体、調査点②が14個体であった。

アカウニの身入り（生殖腺重量／全重量）は平均8.2%（2.6~12.2%）であった。

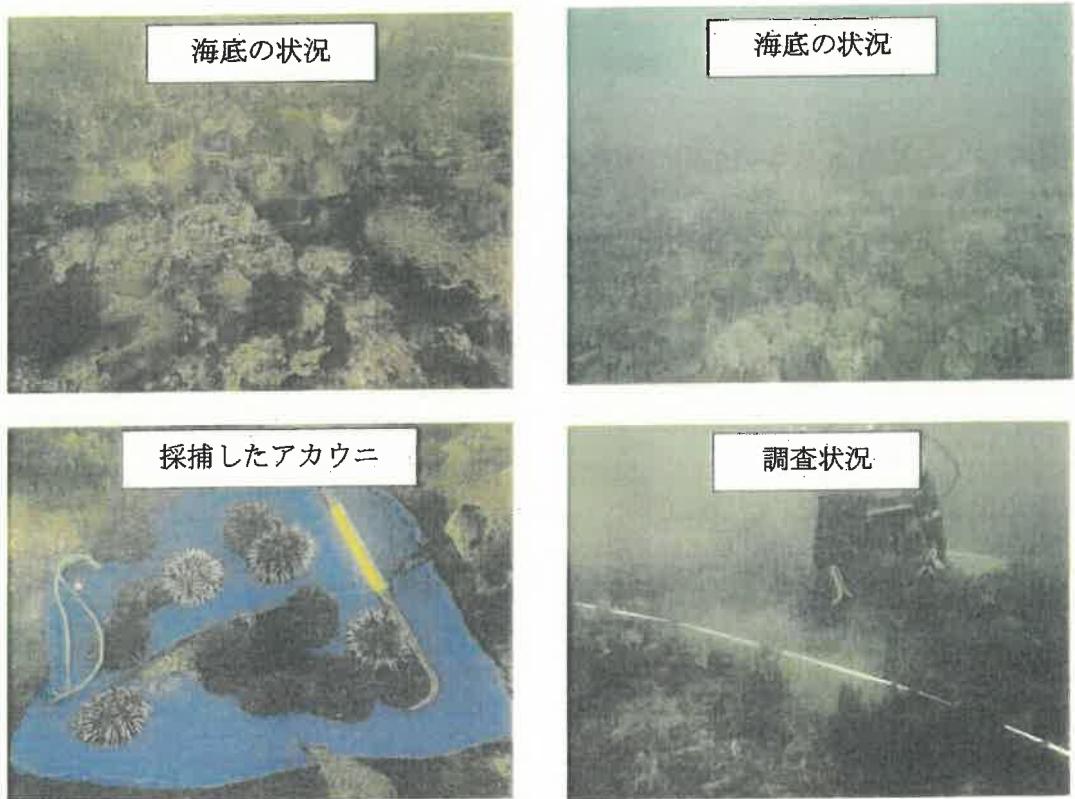
底質はアカウニが好む小さな転石帶であり、ツルアラメを中心に餌料となる海藻類が繁茂していた。

以上のように、底質や餌料環境はアカウニにとって好適条件が整っており、身入りの良いアカウニも確認されたため、今回の調査場所は優良なアカウニ漁場だと考えられた。

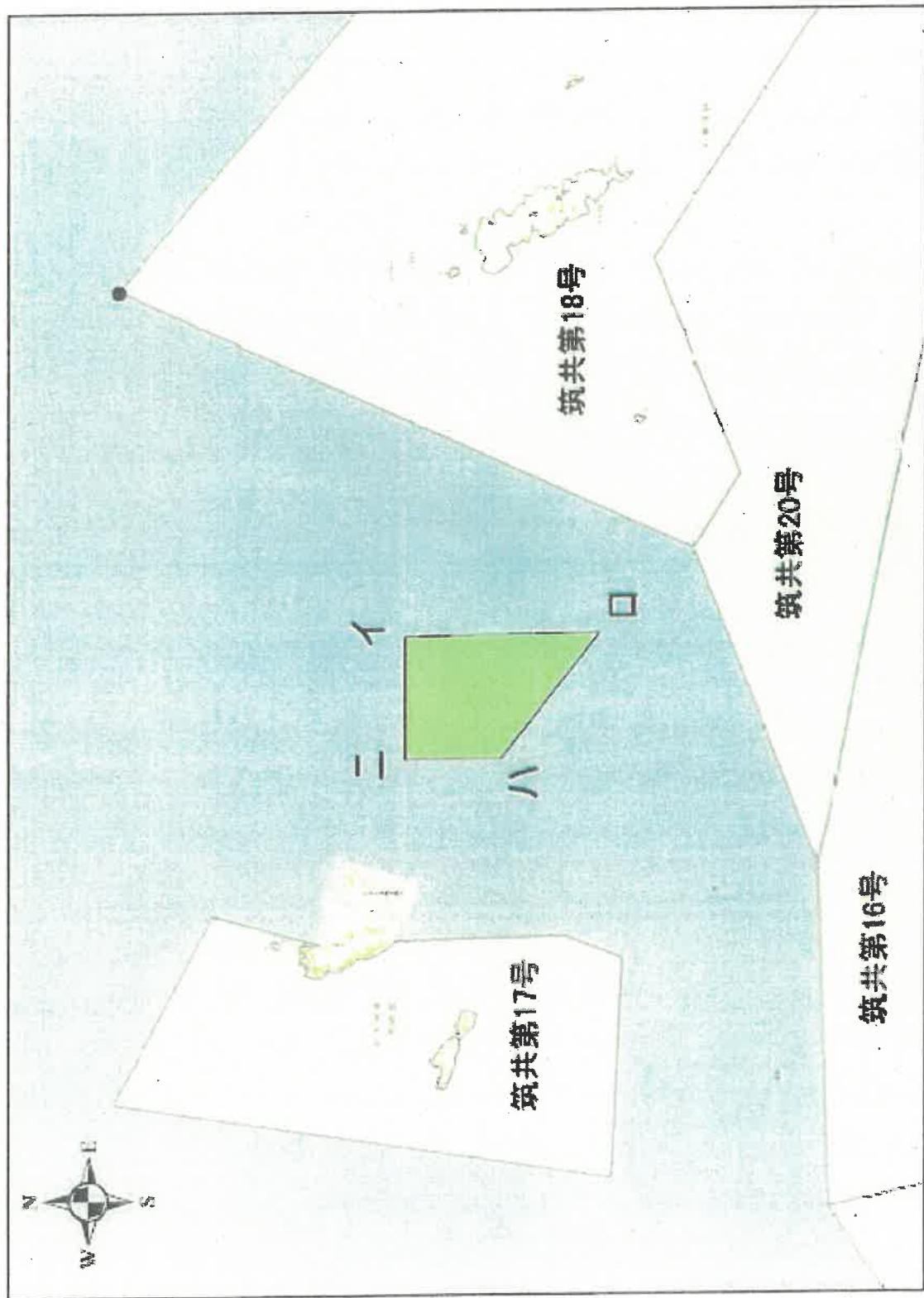
5. 写真
【調査点①】



【調査点②】



白島南東地区の操業区域



白島南東地区潜水器漁業許可方針（案）

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
北九州地区 (旧脇之浦)	4	北九州市若松区

(2) 操業区域

筑前海区海面

(3) 漁業時期

4月1日から10月31日まで

(4) 漁業を営む者の資格

- ・潜水器漁業許可を受給している者。
- ・潜水夫は、申請者本人又は同一家族の者若しくは同一漁業協同組合員で、潜水士免許の資格を有する者。

2 潜水夫の人数制限

許可船1隻当たりの潜水夫の人数は最高2名までとする。

3 許可の有効期間

3年とする。

4 条件

(1) 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域以外においては操業してはならない。

イ 世界測地系 北緯34度0.50分、東経130度45.87分の点。

(日本測地系 北緯34度0.30分、東経130度46.01分)

ロ 世界測地系 北緯33度59.28分、東経130度45.90分の点。

(日本測地系 北緯33度59.08分、東経130度46.04分)

ハ 世界測地系 北緯33度59.90分、東経130度44.96分の点。

(日本測地系 北緯33度59.70分、東経130度45.10分)

ニ 世界測地系 北緯34度0.50分、東経130度44.96分の点。

(日本測地系 北緯34度0.30分、東経130度45.10分)

(2) この許可に係る潜水夫は、（許可証に記載されている者）に限る。

(3) この許可に係る漁獲物は、ウニに限る。

- (4) 日没から日の出までの間は操業してはならない。
- (5) 潜水夫が2名の場合は、2名が同時に潜水に従事してはならない。

5 申請書の添付書類等

- ① 申請一覧表
- ② 従事者名簿（様式1）
- ③ 潜水夫の写真2枚（上半身 縦35mm、横25mm）

6 資源管理の状況等の報告
許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附則

この許可方針は令和3年 月 日から施行する。

(様式1)

従事者名簿

氏名	年齢	住所	仕事分担	経験年数	潜水士免許の有無	申請者との関係

雑魚かご漁業の新規着業について

1. 申請者

北九州市漁業協同組合平松支所 組合員1名

2. 許可枠

雑魚かご漁業許可方針1(1)のうち、関門地区に定める許可枠の範囲内での申請となっている。

許可枠	30隻
申請予定数（今回新規分を含む）	28隻

3. 新規着業者の取扱い

雑魚かご漁業許可方針4のとおり

雑魚かご漁業許可方針(福岡湾以外)

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
関門地区 (筑共第19, 20号の権利を有する漁協)	30	北九州市小倉北区
若松・戸畠地区	24	北九州市若松区、北九州市戸畠区
北九州地区	20	北九州市若松区
宗像地区	1	宗像市
福岡粕屋地区	10	福岡市 糟屋郡新宮町大字相島 糟屋郡新宮町大字新宮

(2) 操業区域 筑前海区海面

(3) 漁業時期 別表のとおり

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

以下の事項及び別表のとおりとする。

- (1) 漁具の両端に所属漁業協同組合名及び船名を明記した標識を掲げなければならぬ。
- (2) 航路内では船舶の航行を妨げるような操業をしてはならない。（関門地区のみ）
- (3) 同時に使用するかごの個数は200個以内とし、かつ総延長は500.0m以内とする。
- (4) かごの大きさは90×90×45cm以内とする。
- (5) かごの網目は14節より細目のものを使用してはならない。ただし共同漁業権漁場によって囲まれ、過去において漁業権のあった区域においては18節より細目を使用してはならない。
- (6) かご以外の漁具（筒、うけ等）を使用してはならない。

4 新規着業者に対する措置

新規着業者については、筑前海区漁業調整委員会と協議の上、許可の適否を決定する。

- 5 資源管理の状況等の報告
許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則
この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

(別表略)

自家用餌料用さんま流し刺し網漁業の共同漁業権内の操業
承認について

- 自家用餌料用さんま流し刺し網漁業は、共同漁業権漁場内で操業してはならないとなっているが、関係地区の共同漁業権管理委員会から操業承認の届出があり、かつ筑前海区漁業調整委員会の意見を聞いて県が認めた場合は操業可能となる。
- 令和3～7年度漁期については、令和2年度と同様、宗像地区漁業権管理委員会から宗像漁協に所属する自家用餌料用さんま流し刺し網漁業の許可を有する者について、筑共第12号共同漁業権内での操業を承認する届出が提出されている。

承認届出書

令和3年8月25日

福岡県知事 殿

宗像地区漁業権管理委員会
委員長 桑村



宗像漁業協同組合に所属する自家用餌料用さんま流しさし網漁業の許可を有する者について、下記の期間、筑共第12号共同漁業権漁場内の操業を承認したことを届け出ます。

記

承認期間：令和3年11月1日～令和8年10月31日

自家用餌料用さんま流しさし網漁業許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
福岡地区	なし	福岡市
宗像地区	なし	宗像市、福津市
遠賀地区	なし	遠賀郡
ひびき灘地区	なし	北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畠区

(2) 操業区域

筑前海区海面

(3) 漁業時期

1月1日から3月31日まで

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

(1) 共同漁業権漁場内で操業してはならない。ただし共同漁業権漁場であっても関係地区の漁業権管理委員会から操業承認の届出があり、かつ筑前海区漁業調整委員会の意見を聞いて県が認めた海域はこの限りではない。

(2) 1隻が1回の操業で使用する網漁具の量は、1統でなければならない。

(3) 使用する網漁具は、浮子方総延長で200m以内でなければならない。

(4) 網丈は4m以下でなければならない。

(5) 網の目合は8節以上11節以下でなければならない。

(6) 日の出から日没までは操業してはならない。

(7) 釣り及びはえなわ用の餌料以外をとることを目的として操業を行ってはならない。

(8) 採捕した漁獲物を販売してはならない。

- (9) 威嚇を目的として火光を使用してはならない。
- (10) 漁具の両端に灯浮標を付けなければならない。
- (11) 他漁業種の操業を妨げてはならない。
- (12) 船舶の航行を妨げるような操業をしてはならない。

4 申請書の添付書類等

- (1) 共同漁業権漁場内で操業する場合は操業関係地区の漁業権管理委員会の同意書

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

(現行)

筑前海区漁業調整委員会指示第184号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、筑前海区におけるアコヤガイ(*Pinctada fucata*)の保護のため、次のとおり指示する。

平成30年10月23日

筑前海区漁業調整委員会
会長 本田 清一郎

1 指示の適用海域

筑前海区海域

2 移殖等の制限

(1) 外国及び筑前海区以外の海域からアコヤガイ属(交雑種を含む)の貝を移植してはならない。

(2) 外国及び筑前海区以外の海域から持ち込んだアコヤガイ属(交雑種を含む)の貝を用いて飼育試験等を行ってはならない。

3 採捕の制限

共同漁業権漁場内において、アコヤガイを採捕してはならない。但し、当委員会が認めた試験研究機関が試験研究のために採捕する場合、若しくは筑前海区において区画漁業権に基づき真珠養殖及び真珠母貝養殖を営む者が当該漁業を営むために採捕する場合は、この限りでない。

4 指示の有効期間

平成30年12月1日から平成33年11月30日まで

(更新案)

筑前海区漁業調整委員会指示第198号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、筑前海区におけるアコヤガイ(*Pinctada fucata*)の保護のため、次のとおり指示する。

令和3年 月 日(公報登載日)

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一

1 指示の適用海域

筑前海区海域

2 移殖等の制限

(1) 外国及び筑前海区以外の海域からアコヤガイ属(交雑種を含む)の貝を移植してはならない。

(2) 外国及び筑前海区以外の海域から持ち込んだアコヤガイ属(交雑種を含む)の貝を用いて飼育試験等を行ってはならない。

3 採捕の制限

共同漁業権漁場内において、アコヤガイを採捕してはならない。但し、当委員会が認めた試験研究機関が試験研究のために採捕する場合、若しくは筑前海区において区画漁業権に基づき真珠養殖及び真珠母貝養殖を営む者が当該漁業を営むために採捕する場合は、この限りでない。

4 指示の有効期間

令和3年12月1日から令和6年11月30日まで



令和3年 8月 27日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 殿

新宮相島漁業協同組合
代表理事組合長 井上



陳 情 書

貴委員会におかれましては、平素より筑前海における沿岸漁業の振興にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、当組合では真珠母貝養殖及び真珠養殖を行っております。本県筑前海区のアコヤガイは純国産・無病であることから、本県筑前海区では、美しく大きな真珠が生産できます。このことにより、生産される真珠には非常に希少な価値が付加されます。純国産・無病のアコヤガイが生息するのは国内では唯一筑前海のみであります。このような我が県における真珠養殖の非常に大きな利点を堅持するには、他県産アコヤガイが筑前海に入るのを防ぎ、また本県産アコヤガイが他県に流出するのを防ぐことが非常に重要であります。

つきましては、筑前海区におけるアコヤガイの保護について特段のご配慮を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。



第22期第1回響灘連合海区漁業調整委員会

資料

令和3年7月5日

響灘連合海区漁業調整委員会

目 次

第1号議案 会長、副会長の互選について.....	2
第2号議案 その他	
(参考資料) 韶灘連合海区漁業調整委員会規程.....	4

第1号議案 会長・副会長の互選について

響灘連合海区漁業調整委員会規程（抜粋）

第5条 委員会に会長、副会長を置く。

- 会長、副会長は委員が海区代表委員の中から互選し、任期は2ヵ年とする。ただし、委員会が会長、副会長を互選することができないときは、関係県の知事が協議のうえ選出する。
- 2 会長、副会長は、両海区交互に勤めるものとする。
 - 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

第38回 日本海・九州西広域漁業調整委員会 議事次第

日 時：令和3年7月30日（金） 14:00～
場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室（web開催）
(東京都千代田区霞が関1-2-1)

1 開会

2 挨拶

3 議題

- (1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
- (2) その他

4 閉会

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示による遊漁のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限について

1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和3年3月に発出された日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第66号に基づき、令和3年6月1日から、以下を義務付けた。
 - ① 30キロ未満の小型魚の採捕禁止
 - ② 30キロ以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
- (2) 令和3年6月1日以降、特に日本海においては、くろまぐろを対象とした遊漁が盛期を迎える、当初想定していた水準を大幅に上回る数量となり、このままの水準で推移すれば、漁業者を含めたくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがある（6月1日～16日の採捕量：10.8トン、令和2年の調査結果：年間10.2トン、国の留保：81.7トン（うち50トン程度は漁業における突発的な漁獲の積み上がりへの備え、10トン程度は試験研究等による漁獲への充当分として必要。））
- (3) このため、6月17日に令和3年12月末までの期間、日本海・九州西南海区において、くろまぐろを目的とした遊漁を控えるよう、水産庁から都道府県や遊漁団体に対して関係者への指導に係る協力を要請したところであるが、今後、協力要請では歯止めが効かず、さらに遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が高水準で推移すれば（6月末時点の採捕量14.7トン）、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すこととなる。
- (4) 以上のことから、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に関する委員会指示を発出するとともに、委員会指示に違反した者への対応方針を定めるもの。

2. 委員会指示第67号（案）の概要

(1) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

委員会会長は、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

遊漁者は、公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、くろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。

(2) 指示の有効期間

この指示の有効期間は、委員会指示第66号の有効期間である令和4年5月31日までとする。

3. 指示に違反した者への対応方針

委員会指示第66号の2及び3並びにこの指示の2の(2)に違反した者への対応方針について別に定めるものとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十七号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十二条第一項の規定に基づき、遊漁者のかくまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年七月三十日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のかくまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 漁業者が漁業を営む場合
 - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。
- (3) 「かくまぐろ（大型魚）」 かくまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 かくまぐろ（大型魚）の採捕の制限

- (1) 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長は、日本海・九州西海域における遊漁者によるかくまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくかくまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西海域において遊漁者によるかくまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。
- (2) 遊漁者は、(1)の公示により、かくまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてかくまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。かくまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年七月三十日から令和四年五月三十一日までです
る。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第66号及び第67号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和3年7月30日

日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第66号及び第67号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

(1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、速やかに事務局として日本海・九州西広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。

*必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。

(2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

2. 対応方針

(1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の委員会の対応方針は以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応
①委員会指示に従わず遊漁者がくろまぐろを採捕した場合	・漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。
②遊漁者がくろまぐろ（大型魚）を採捕したにもかかわらず報告しなかった場合	・漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

(2) 裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百一十二条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年三月十八日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会
指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2) 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百五十二第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。

(3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

- (1) 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス
- (2) 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び総重量
- (3) 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日
- (4) 採捕した海域

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるとする。

令和3年9月9日
(22期3回筑前漁調委)

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示第一号

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十七号2(1)の規定に基づき、遊漁者の
くろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和三年八月二十日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

令和三年八月二十一日から令和四年五月三十一日まで